

第2期やまぐち子ども・若者プラン

2018（平成30）年10月
山 口 県

はじめに

本県の未来を担う子ども・若者が、たくましく心豊かに成長することは、県民全体の願いです。

しかしながら、少子化・核家族化の更なる進行、スマートフォンの普及による情報化の急速な進展、有害情報の氾濫など、子ども・若者を取り巻く環境は急激に変化しています。

また、子どもの貧困、いじめ、児童虐待、不登校、ひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の問題は、複合的に影響し合い、複雑化、多様化しています。

こうした状況を踏まえ、このたび策定した「第2期やまぐち子ども・若者プラン」では、これまで取り組んできた「全ての子ども・若者の健やかな育成」、「困難を有する子ども・若者やその家族の支援」などの3つの基本目標については、子どもの貧困問題などの新たな課題に適切に対応できるよう、内容の充実を図るとともに、新たに「子ども・若者の成長を支える担い手の養成」を基本目標に加え、社会全体で子ども・若者やその家族をきめ細かく支援するための取組や人材育成を進めていくこととしています。

私は、今後、「活力みなぎる山口県」の実現に向け、本県の新しい時代を切り拓く「3つの維新」の一つである「生活維新」を力強く進めて行くため、本プランに基づき、市町、家庭、学校、地域や民間団体など、様々な立場の方々と連携を図りながら、各分野にわたる施策を着実に推進し、全ての子ども・若者が夢や希望を持ってたくましく心豊かに成長できるよう取り組んでまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

終わりに、本プランの策定に当たり、貴重な御意見や御提言をいただきました山口県青少年問題協議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの方に心よりお礼申し上げます。



平成30年（2018年）10月

山口県知事 村岡嗣政

<目次>

第1章 第2期やまぐち子ども・若者プランの策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の位置付けと役割…………… 1
- 3 計画の期間…………… 1
- 4 計画の対象…………… 1
- 5 基本理念・基本目標…………… 2
- 6 具体的な施策展開…………… 3

第2章 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化等

- 1 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化…………… 5
- 2 子ども・若者の現状…………… 9
- 3 困難を有する子ども・若者を取り巻く現状…………… 12

第3章 具体的施策の推進

- 1 全ての子ども・若者の健やかな育成…………… 18
 - (1) 自己形成のための支援…………… 18
 - ①基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成、体験活動の推進等による日常生活能力の習得…………… 18
 - ②きめ細かな指導体制の充実等による学力の定着と向上…………… 22
 - (2) 子ども・若者の健康と安心安全の確保…………… 24
 - ①健康教育の推進と妊娠・出産・育児の支援…………… 24
 - ②いじめや不登校等に対する相談体制の充実…………… 27
 - ③防犯・交通安全・防災のための教育…………… 30
 - (3) 社会人としての権利・義務等の正しい知識の習得…………… 31
 - (4) 若者の職業的自立、就労等支援…………… 32
 - ①地域企業や産業と連携した職業能力・意欲の習得…………… 32
 - ②県内就職の促進等による就労支援の充実…………… 33
 - (5) 未来を切り拓く子ども・若者の応援…………… 35
 - ①グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成…………… 35
 - ②地域で活躍する若者の応援…………… 36
 - ③次世代競技者、若手芸術家等の育成…………… 38
- 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援…………… 40
 - (1) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援…………… 40
 - ①ニート、ひきこもり、中途退学の子どもの若者の支援…………… 40
 - ②障害等のある子どもの若者の支援…………… 41
 - ③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援や未然防止活動…………… 46
 - ④子どもの貧困問題への対応…………… 47

⑤自殺対策のほか特に配慮が必要な子ども・若者の支援	49
⑥関係機関の連携や相談体制の充実	50
(2) 子ども・若者の被害防止・保護	51
①児童虐待防止対策	51
②児童ポルノ被害対策や犯罪被害に遭った子ども・若者とその 家族等への対応	52
3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備	53
(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の構築	53
①家庭の教育力向上等による保護者等への積極的な支援	53
②コミュニティ・スクールの推進等によるやまぐち型地域連携 教育の充実	54
③保育の場の確保や放課後児童の居場所づくりによる社会全体 で子どもを育む環境づくり	55
④子ども・若者の社会性・人間性を育む地域の多様な活動の推進	56
(2) 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応	57
①スマートフォンの普及等に伴うインターネット利用への対応	57
②成人向け図書の区分陳列の徹底等による有害環境の浄化	59
(3) ワーク・ライフ・バランスの推進	59
4 子ども・若者の成長を支える担い手の養成	60
(1) 地域における多様な協力者の養成・確保	60
(2) 専門性の高い人材の養成・確保	61

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	63
(1) 関係機関との連携	63
(2) 庁内の推進体制	63
2 計画の点検・評価	63
3 目標一覧	64

【参考資料】

1 計画の策定体制等	67
(1) 策定体制及び検討経過	67
(2) 山口県青少年問題協議会設置条例	68
(3) 山口県青少年問題協議会委員名簿	69
2 用語解説	70

＜用語解説＞文章中で、右肩に「※」と付した用語について用語解説を記載しています。

第1章 第2期やまぐち子ども・若者プランの策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、2000（平成12）年に策定した「やまぐち青少年プラン」に基づき、青少年の健全育成を進めてきたところですが、2010（平成22）年4月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されたことを受け、新たに「やまぐち子ども・若者プラン」を策定し、子ども・若者育成支援策の総合的な推進を図ってきたところです。

一方で、少子化・核家族化の更なる進展、情報通信環境の変化等、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、国においては、2016（平成28）年2月に子供・若者育成支援施策に関する基本的な方針等を定める「子供・若者育成支援推進大綱」の改定を行いました。

こうしたことから、今後の本県の子ども・若者育成支援施策の一層の充実を図り、青少年の健全育成を推進するため、このたび「やまぐち子ども・若者プラン」を改定するものです。

2 計画の位置付けと役割

本計画は「子ども・若者育成支援推進法」第9条の規定に基づく「都道府県子ども・若者計画」として位置づけます。

また、「やまぐち子ども・子育て応援プラン」等の子ども・若者を対象とした他の計画を踏まえて策定するものであり、子ども・若者の健全育成の取組を社会全体で推進するための指針とします。

3 計画の期間

2018年度から2022年度までの5年間とします。

4 計画の対象

本計画では、対象者を「0歳から概ね30歳未満までの者」とします。ただし、就労支援等の施策によっては、概ね40歳未満の者も対象とします。

（注）本計画における用語の使い方

「子ども・若者」等のとらえ方は、法令等により様々であることから、本計画においては、次のように用語を使用しています。

「子ども」：乳幼児期、学童期及び思春期の者

「若者」：思春期、青年期の者

就労支援等の施策によっては、概ね40歳未満の者も含む

「青少年」：0歳から概ね30歳未満までの者

「少年」：20歳未満の者

「児童」：18歳未満の者

「児童生徒」：児童は小学生、生徒は中学生・高校生

「乳幼児」：義務教育年齢に達するまでの者

0歳	6歳	12歳	18歳	30歳	40歳
乳幼児期 （義務教育年齢に達するまで）	学童期 （小学生）	思春期 （中学生から概ね18歳まで）	青年期 （概ね18歳から概ね30歳未満）	（施策によっては対象となる年代）	

5 基本理念・基本目標

(1) 基本理念

本県の未来を担う子ども・若者が、たくましく心豊かに成長することは、県民全体の願いです。

全ての子ども・若者が、自立し、安定した社会生活を営むことができるよう、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を社会全体で実施していきます。

(2) 基本目標

① 全ての子ども・若者の健やかな育成

基本的な生活習慣の習得等を通じた自己形成を支援するとともに、発達段階に応じた悩みや相談に適切に対応できる体制の確立に取り組みます。

また、学力の向上やキャリア教育等に取り組むことにより、職業的自立に必要な基盤となる能力や態度の形成を図ります。

② 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者が、その困難を乗り越えて成長していけるよう、関係機関の連携を強化し、きめ細かな支援を行います。

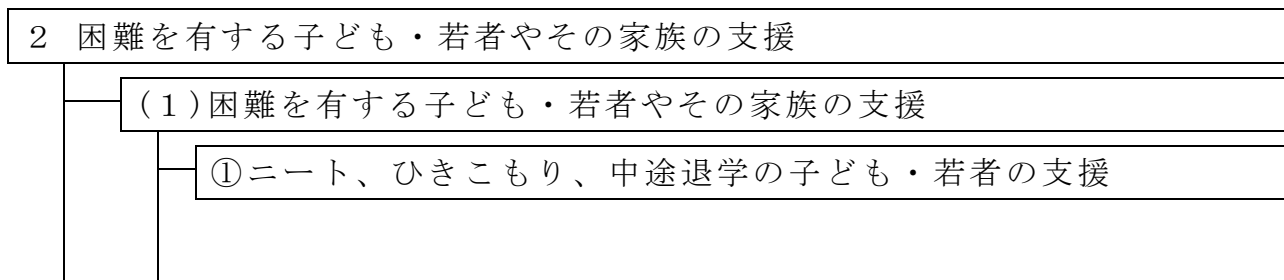
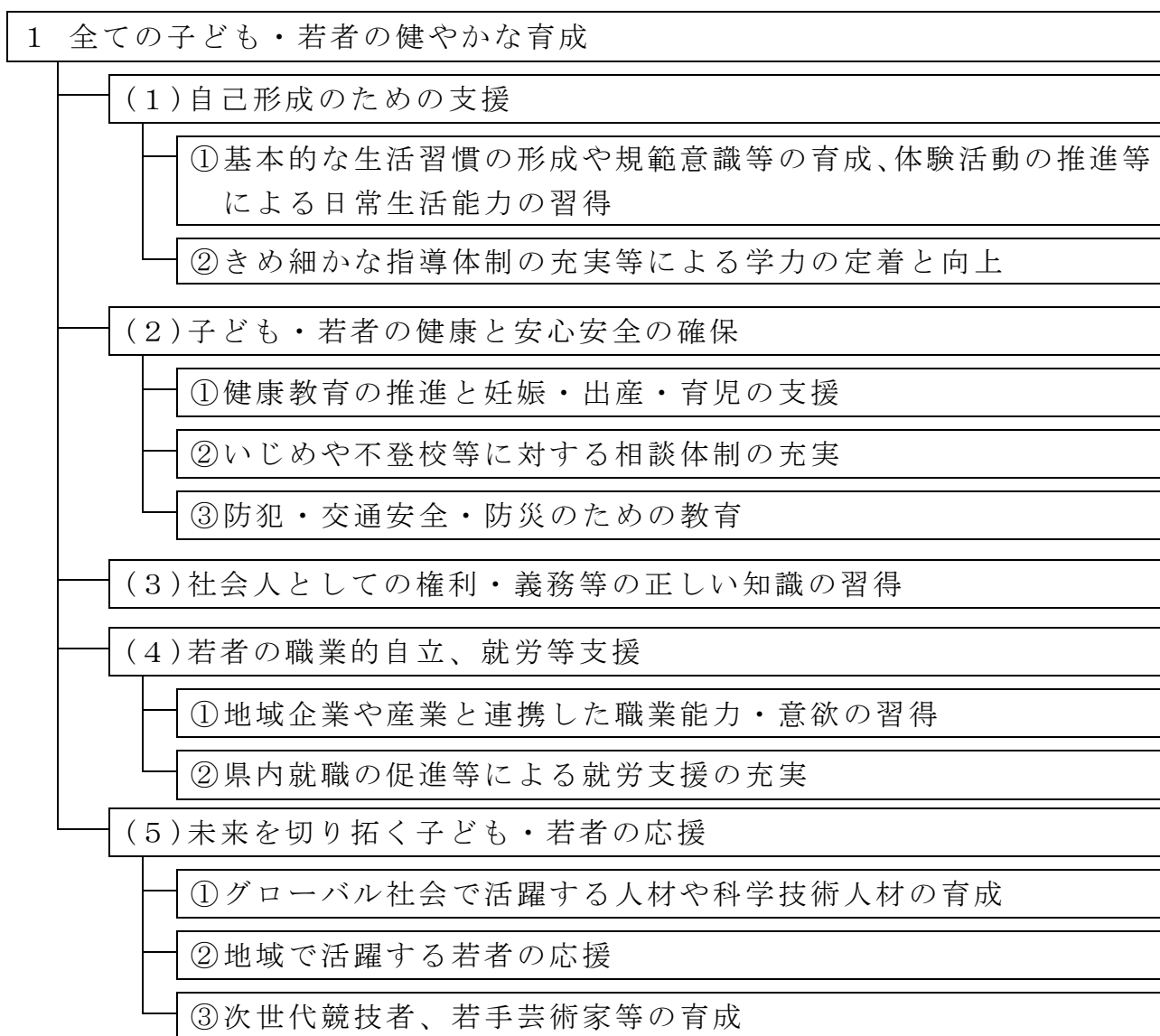
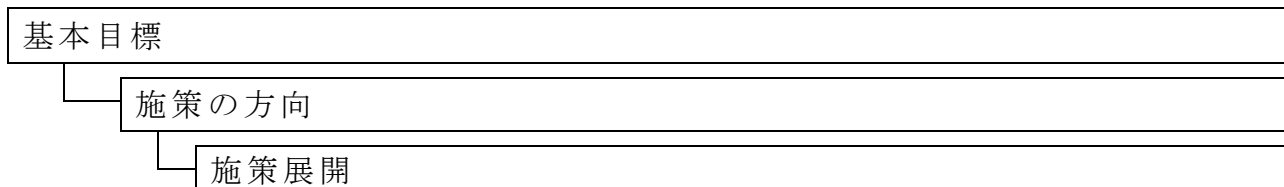
③ 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、地域、学校が連携・協働し、社会全体で子ども・若者の成長を支える環境づくりを進めるとともに、子ども・若者を取り巻く有害環境の浄化に取り組みます。

④ 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

社会全体で子ども・若者の成長を支えるため、地域における多様な協力者や子ども・若者の育成支援に携わる専門性の高い人材を養成します。

6 具体的な施策展開



②障害等のある子ども・若者の支援

③非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援や未然防止活動

④子どもの貧困問題への対応

⑤自殺対策のほか特に配慮が必要な子ども・若者の支援

⑥関係機関の連携や相談体制の充実

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

①児童虐待防止対策

②児童ポルノ被害対策や犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の構築

①家庭の教育力向上等による保護者等への積極的な支援

②コミュニティ・スクールの推進等によるやまぐち型地域連携教育の充実

③保育の場の確保や放課後児童の居場所づくりによる社会全体で子どもを育む環境づくり

④子ども・若者の社会性・人間性を育む地域の多様な活動の推進

(2) 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

①スマートフォンの普及等に伴うインターネット利用への対応

②成人向け図書の区分陳列の徹底等による有害環境の浄化

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

4 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 地域における多様な協力者の養成・確保

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

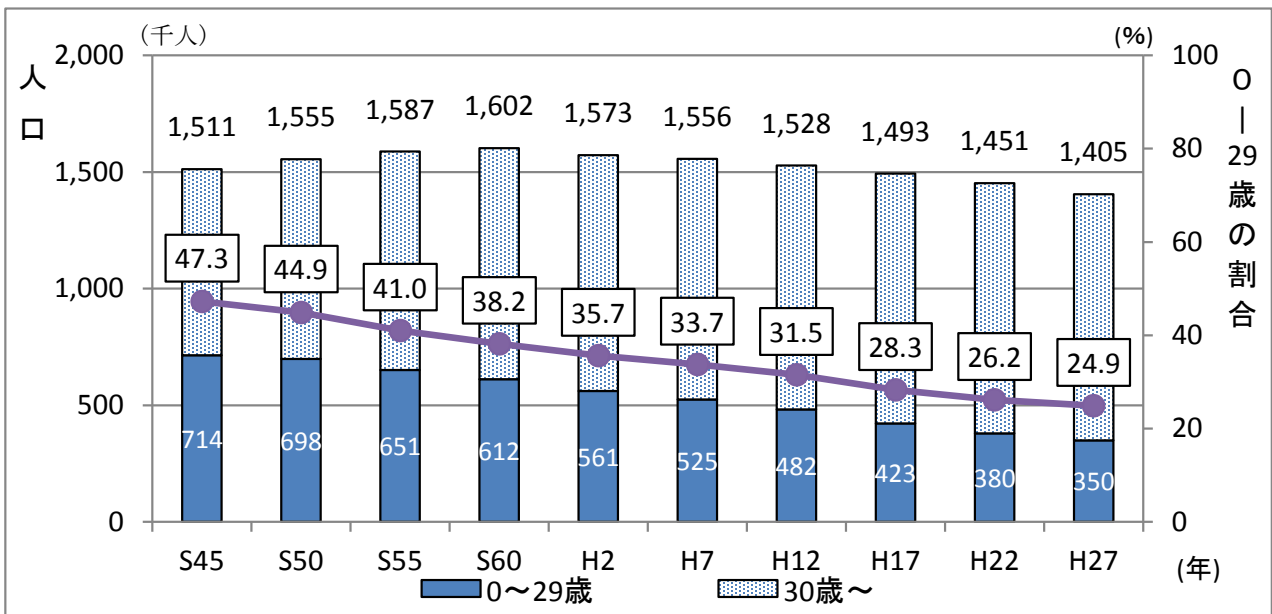
第2章 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化等

1 子ども・若者を取り巻く社会環境の変化

(1) 少子化、核家族化の進展

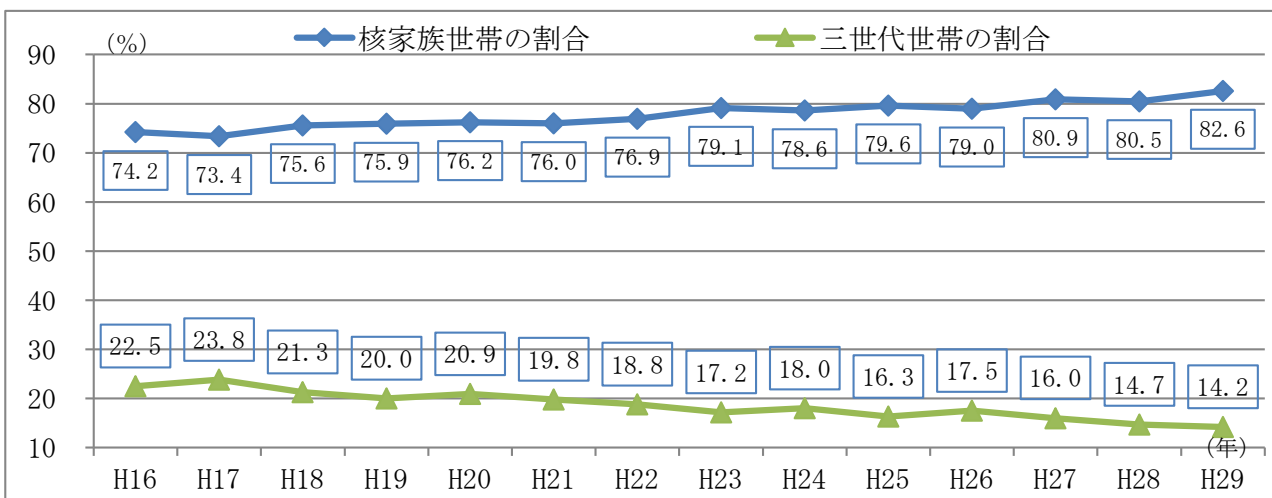
- ・ 少子化の進展により、30歳未満の人口の県人口全体に占める割合が低下しています。
- ・ 全国的に、18歳未満の未婚の子どもがいる世帯に占める核家族世帯の割合は増加傾向にあり、三世帯世帯の割合は減少傾向にあります。
- ・ ひとり親世帯の半分は相対的貧困状態にあるといわれており、本県ではひとり親世帯の割合は増加傾向にあります。

【図表1】30歳未満の人口の推移（山口県）



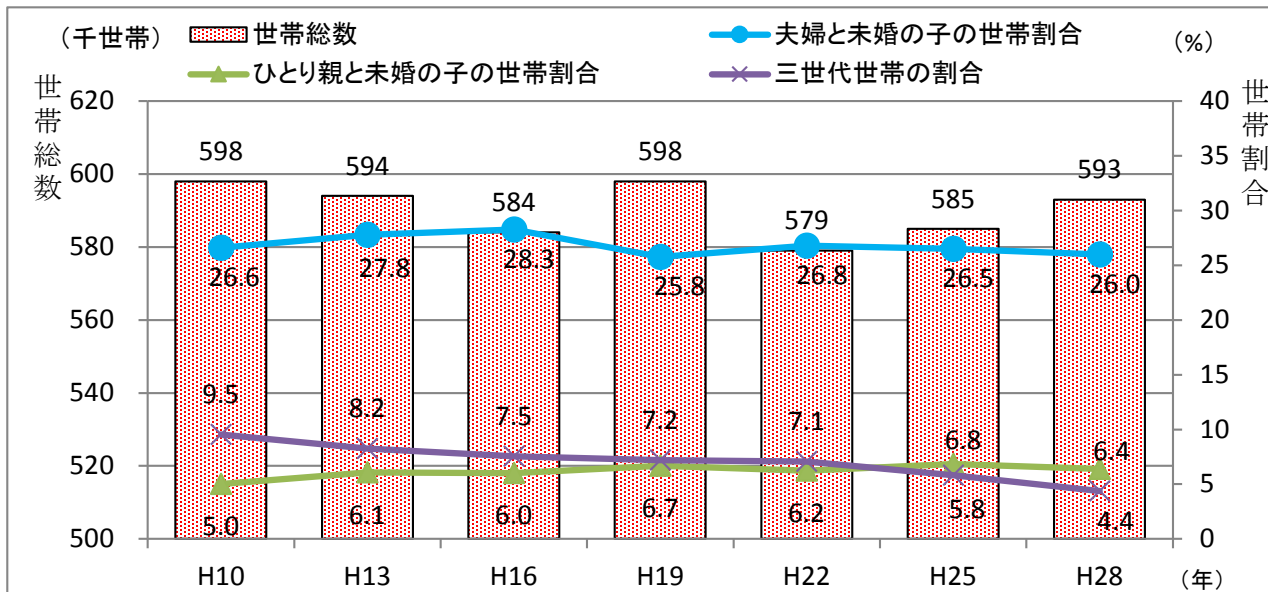
(総務省「国勢調査」)

【図表2】18歳未満の未婚の子どもがいる世帯に占める核家族世帯・三世帯世帯の割合（全国）



(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

【図表3】世帯総数及び世帯総数に占める各世帯割合の推移（山口県）

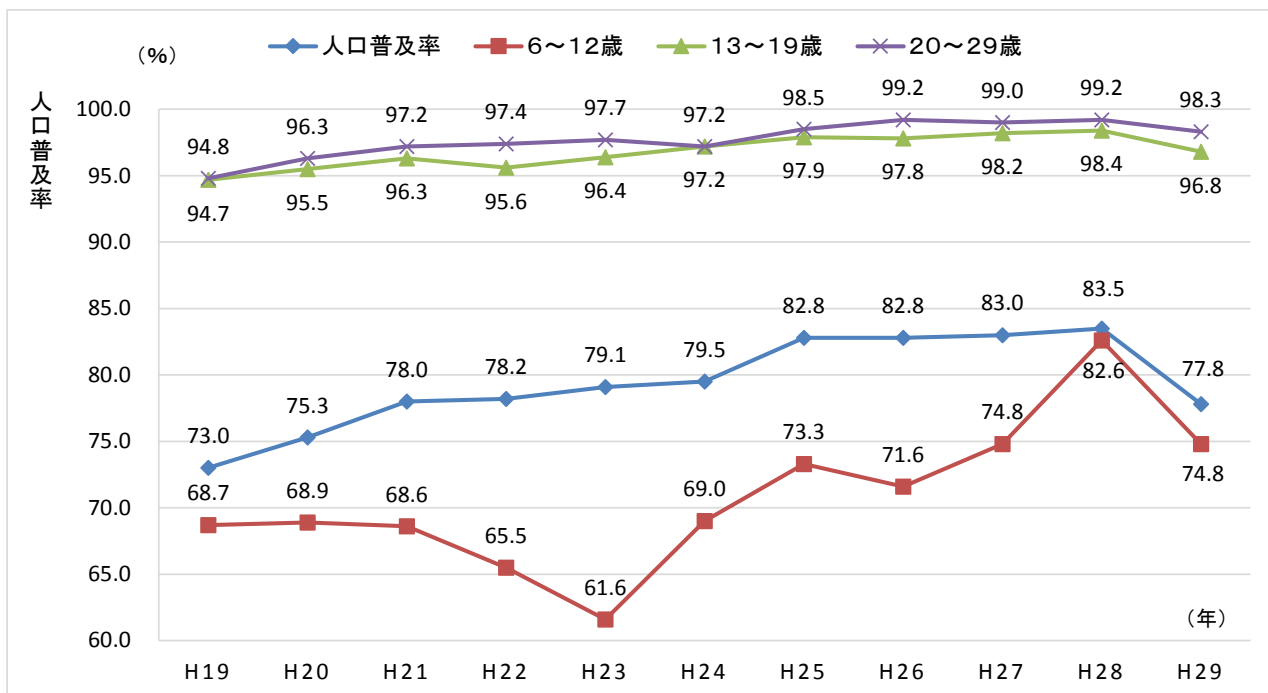


(厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(2) 情報化の進展

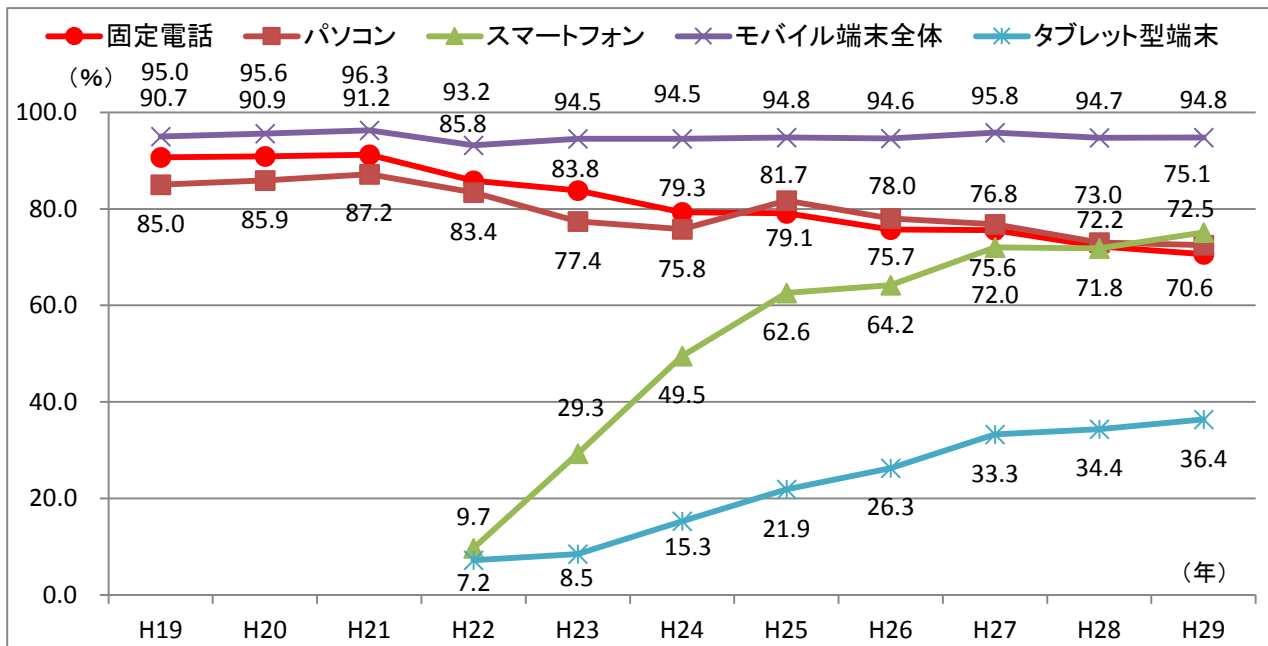
- ・ 青少年のインターネットの利用状況は増加傾向にあります。
- ・ 通信情報機器の普及状況では、固定電話、パソコンが減少する一方で、スマートフォン、タブレットが増加しています。

【図表4】インターネット人口普及率及び年齢階層別インターネットの利用状況の推移（全国）



(総務省「通信利用動向調査」)

【図表5】通信情報機器の普及状況（全国）

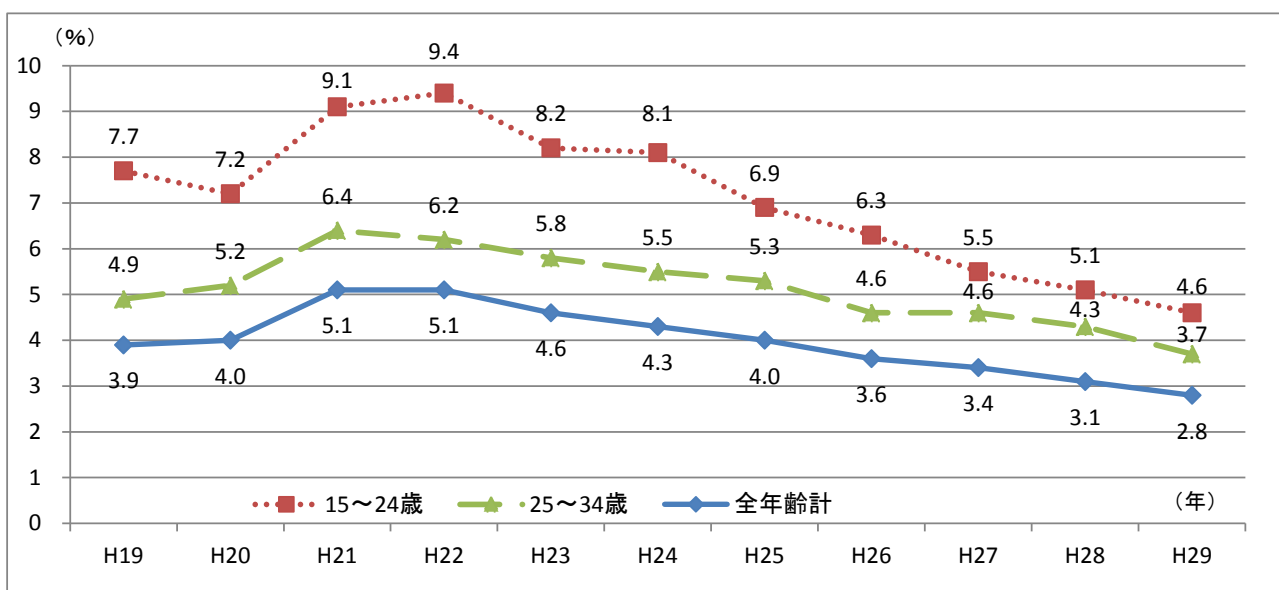


（総務省「通信利用動向調査」）

（3）雇用環境

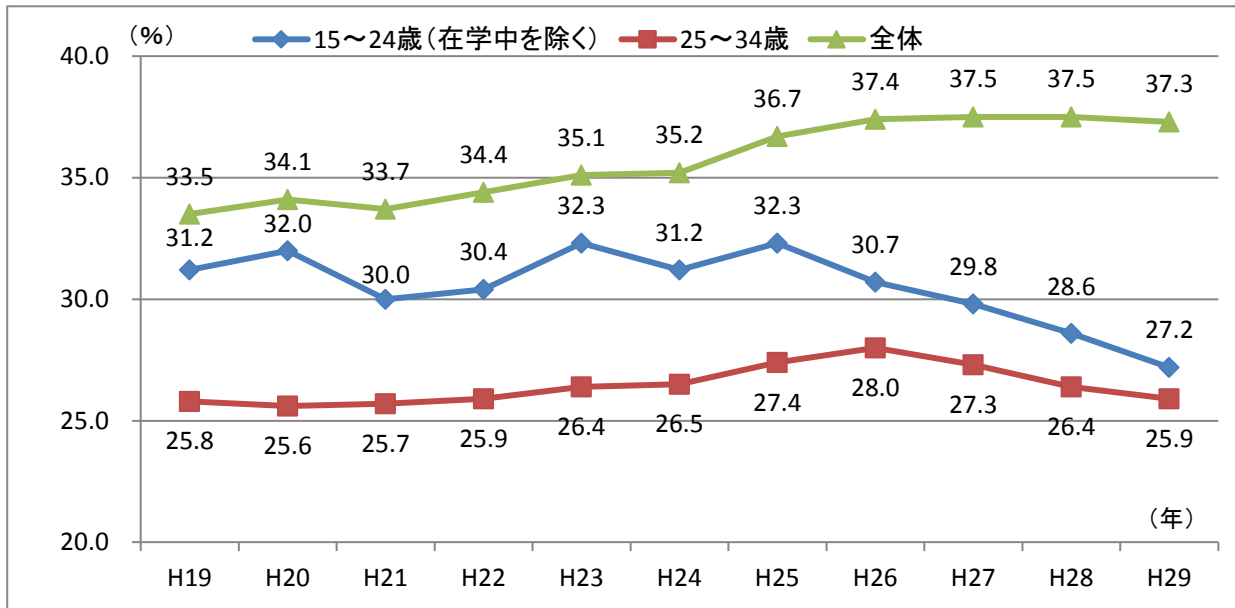
- ・ 全国の若者の失業率は、全年齢の計と比べて常に高い状況となっておりますが、その差は近年縮小傾向にあります。
- ・ 非正規雇用者比率は、近年は、全体では横ばい傾向、若年層では低下傾向にあります。
- ・ 県内高等学校新卒者の就職内定率は、全国平均より高い状況で推移しています。
- ・ 県内大学新卒者の就職内定率は、全国平均を下回っているものの、近年は上昇傾向となっております。

【図表6】若者完全失業率（全国）



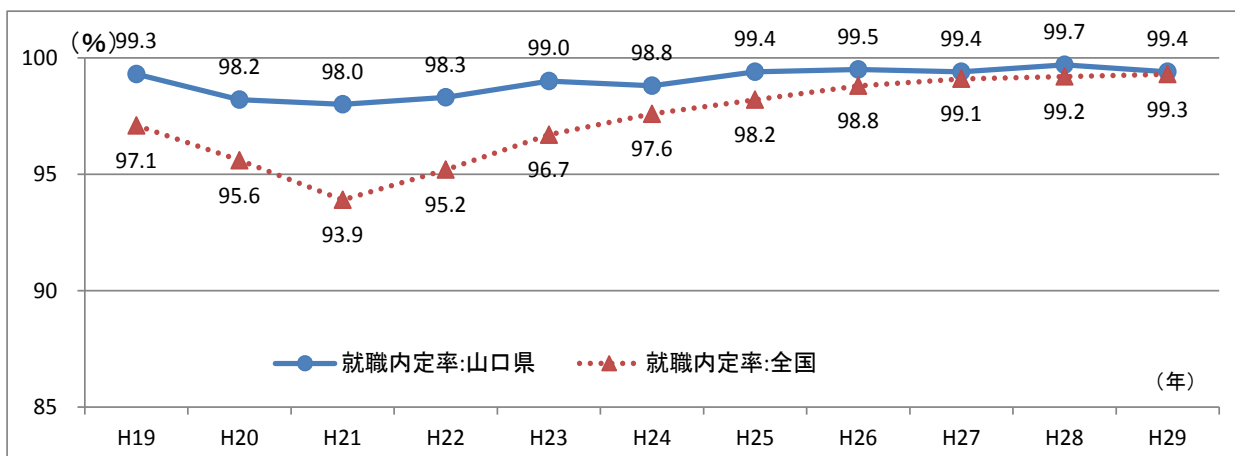
（総務省「労働力調査」）

【図表7】非正規雇用者比率(全国)



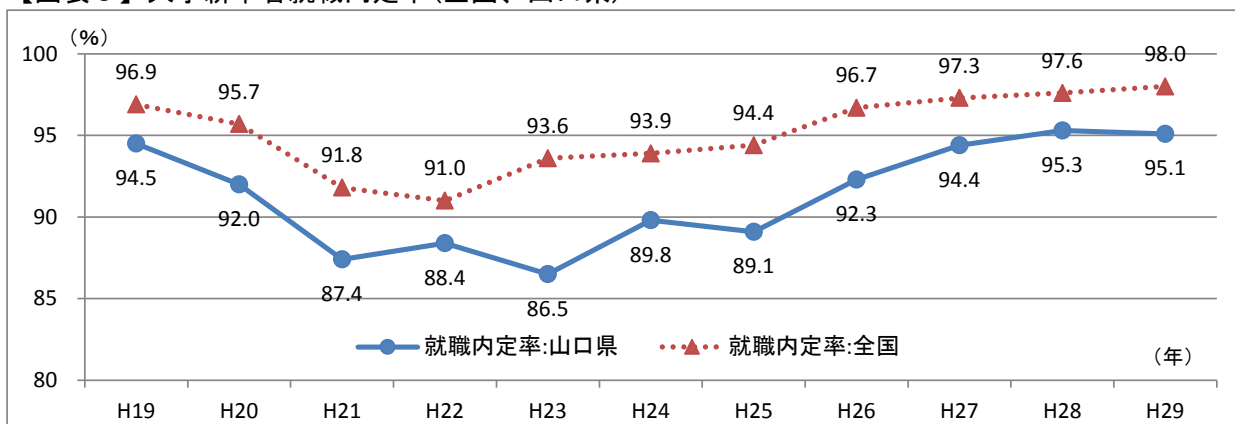
(総務省「労働力調査」)

【図表8】高等学校卒業予定者の就職内定率(全国、山口県)



(厚生労働省「高校・中学新卒者の就職内定状況等」、山口労働局)

【図表9】大学新卒者就職内定率(全国、山口県)



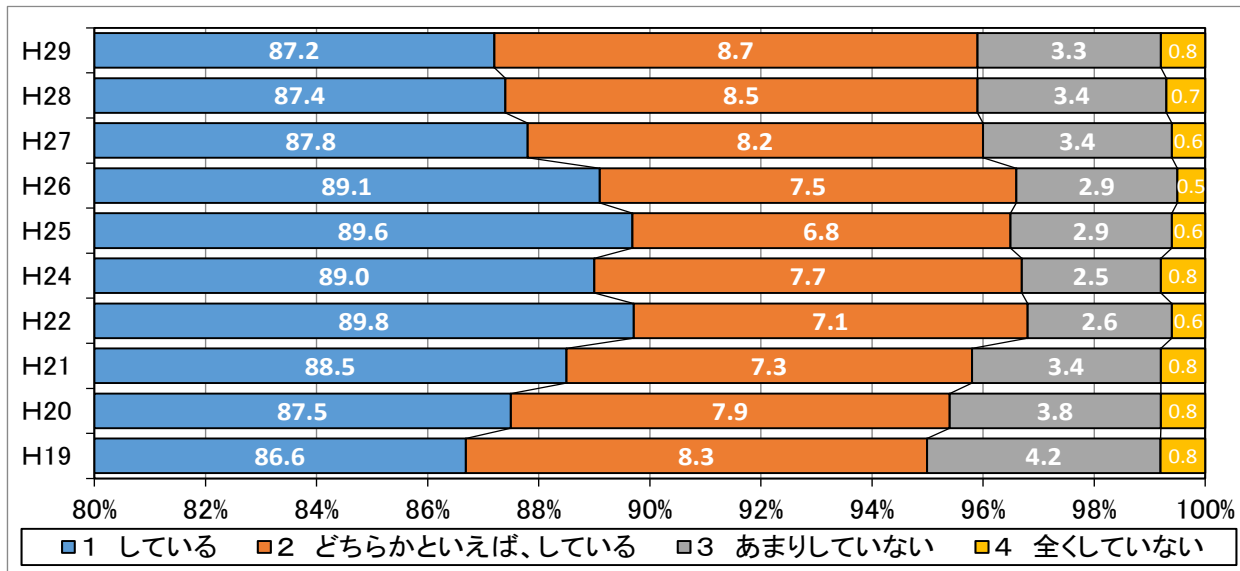
(厚生労働省「大学等卒業予定者の就職内定状況調査」、山口労働局)

2 子ども・若者の現状

(1) 生活習慣

- 「毎日朝食を食べている」、「どちらかといえば、食べている」生徒の割合は、10年前と比較すると増加しているものの、ピーク時と比較すると減少傾向にあります。

【図表10】毎日朝食を食べている児童の割合（山口県小学6年生）

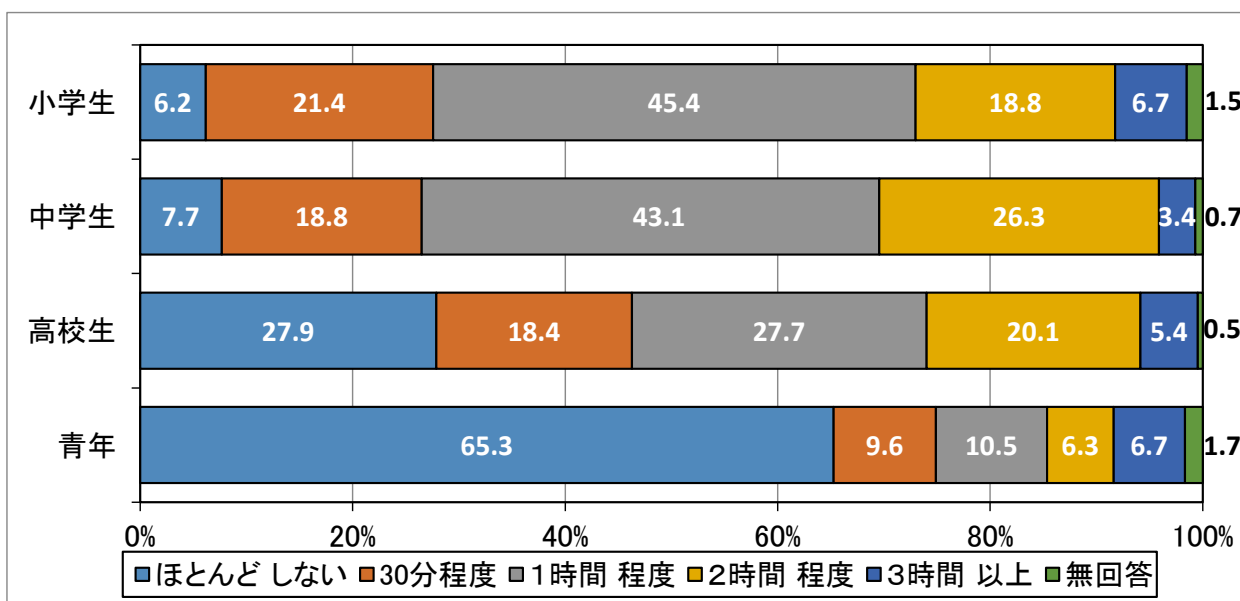


(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

(2) 学習の状況

- 学習時間は、小・中・高校生と学年が上がるごとに「ほとんどしない」の割合が高くなっており、青年は「ほとんどしない」の割合が一番高くなっています。

【図表11】学校がある日に、学校以外で行う「学習」状況（山口県）

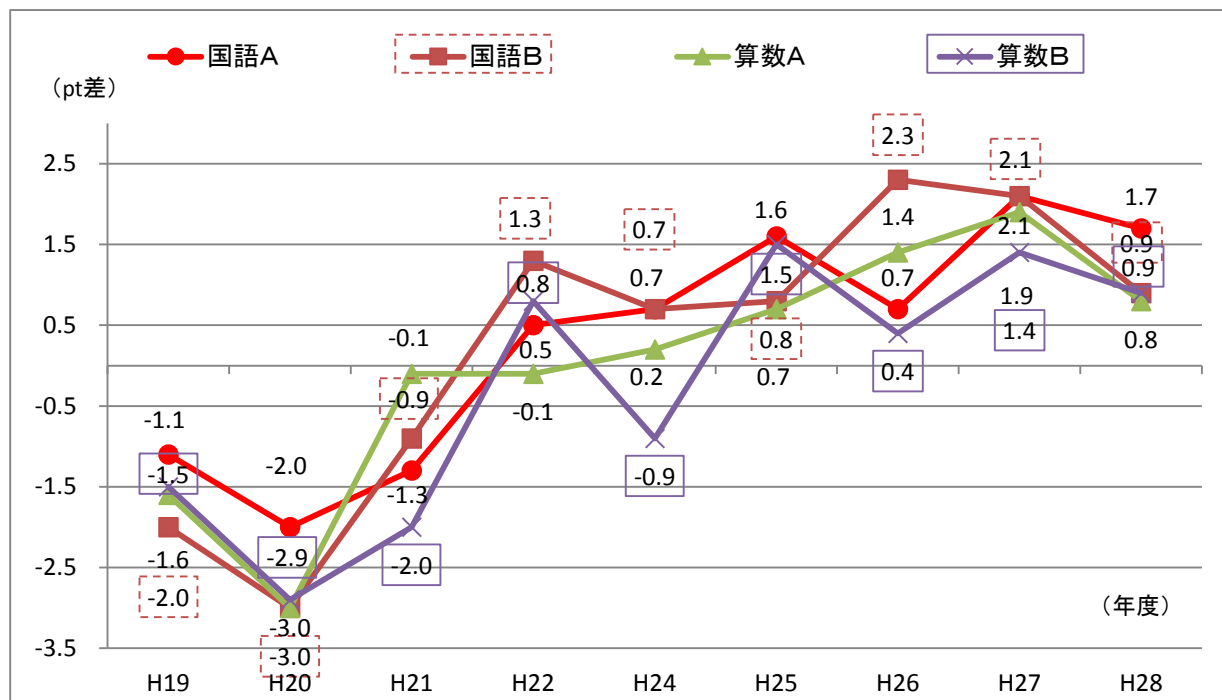


(山口県「平成29年度青少年の生活と意識に関する調査」)

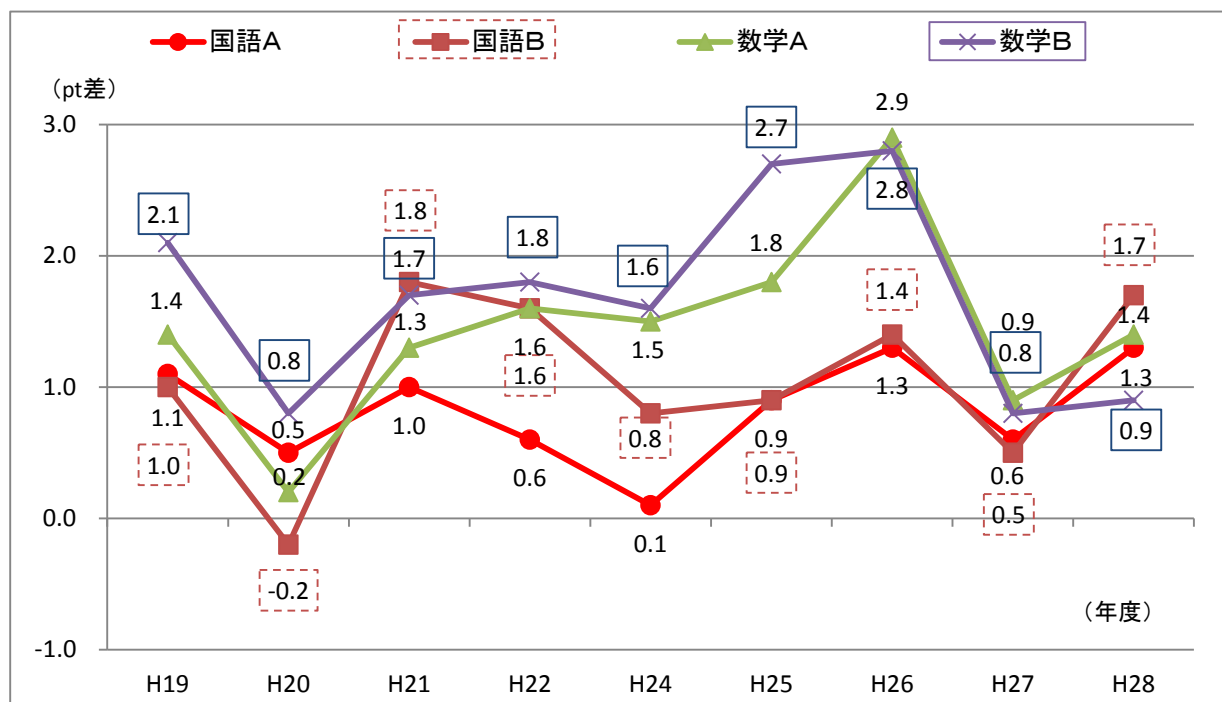
(3) 学力の状況

- ・ 小・中学校ともに概ね全国平均を上回っている状況ですが、近年は、全国平均との差が縮まっています。

【図表 1 2】全国学力調査(小学校)における平均正答率の差の推移(全国平均を0とする山口県の差)



【図表 1 3】全国学力調査(中学校)における平均正答率の差の推移(全国平均を0とする山口県の差)



(注) pt 差は、山口県の平均正答率から全国平均正答率を引いたもの

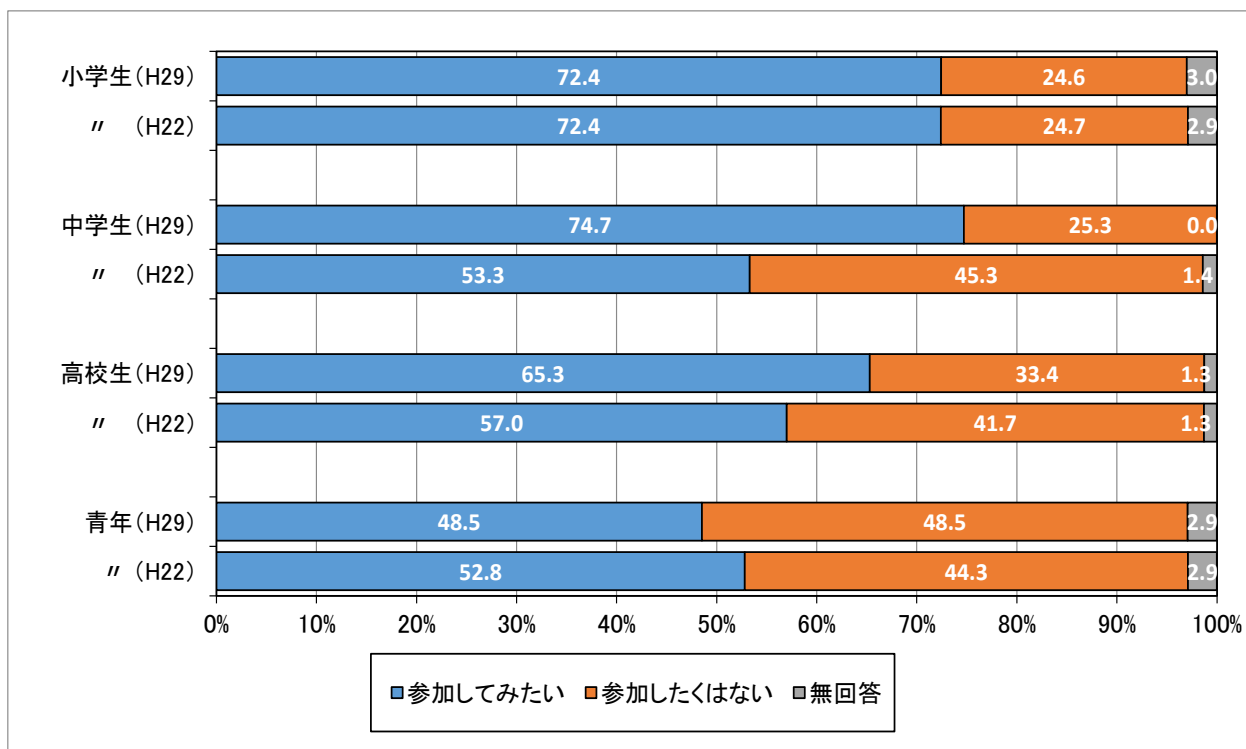
(注) 2011 (H23) 年度は震災により未実施

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

(4) 地域のつながりや社会参加

- ・ 「ボランティア活動への参加意思」は、中・高校生では増加しています。

【図表 1 4】 ボランティア活動への参加意思（山口県）



(山口県「平成 29 年度青少年の生活と意識に関する調査」)

3 困難を有する子ども・若者を取り巻く現状

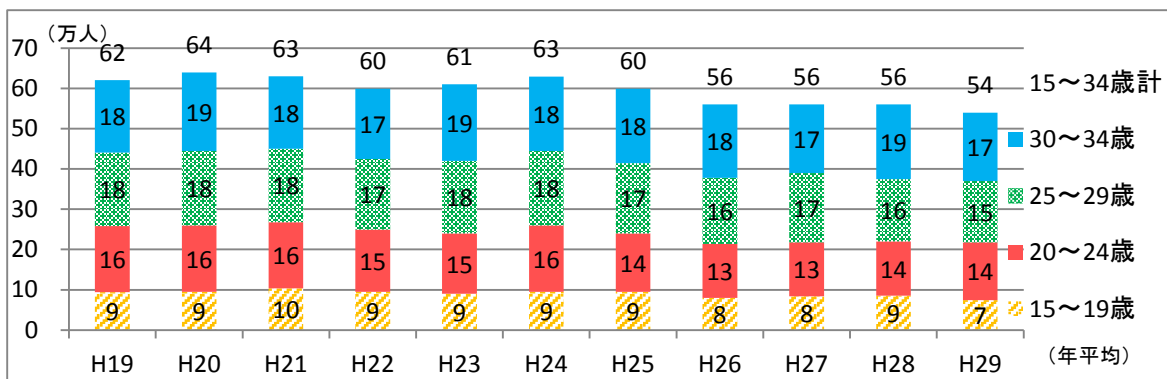
(1) 若年無業者（ニート）の状況

- ・ 若年無業者（ニート）の数は、2014（平成26）年に60万人を下回って以降50万人台で推移しています。
- ・ 2017（平成29）年の「就業構造基本調査特別集計」（総務省）によると、県内の若年無業者数（15～34歳）は6,600人となっています。

（注）この調査における若年無業者とは、15歳から34歳で家事も通学もしていない無業者のうち、以下の者をいいます。

- 1 就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）
- 2 就業を希望していない者（非就業希望者）

【図表15】若年無業者数（ニート）の推移（全国）



（注）若年無業者については、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者として集計

（総務省「労働力調査」）

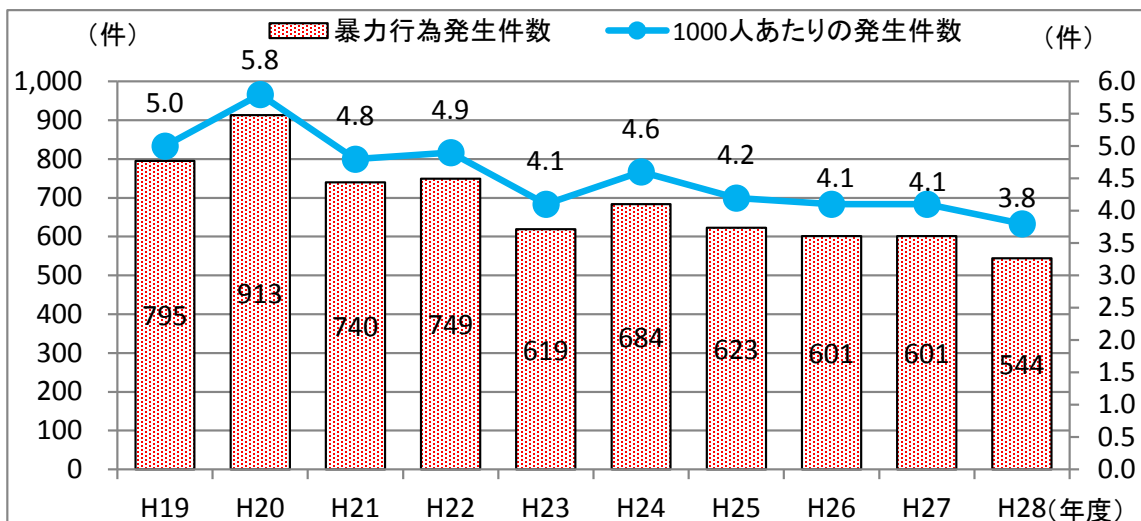
(2) ひきこもりの状況

- ・ 2015（平成27）年度に実施した「若者の生活に関する調査」（内閣府）によると、ひきこもりの若者（15～39歳）は、全国で54.1万人と推計されています。
- ・ 上記の調査結果から人口割で推計すると、本県では約5千人となります。

(3) 暴力行為の状況

- ・ 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は減少傾向にあります。

【図表16】暴力行為発生件数（山口県：国公立小・中・高等学校合計）

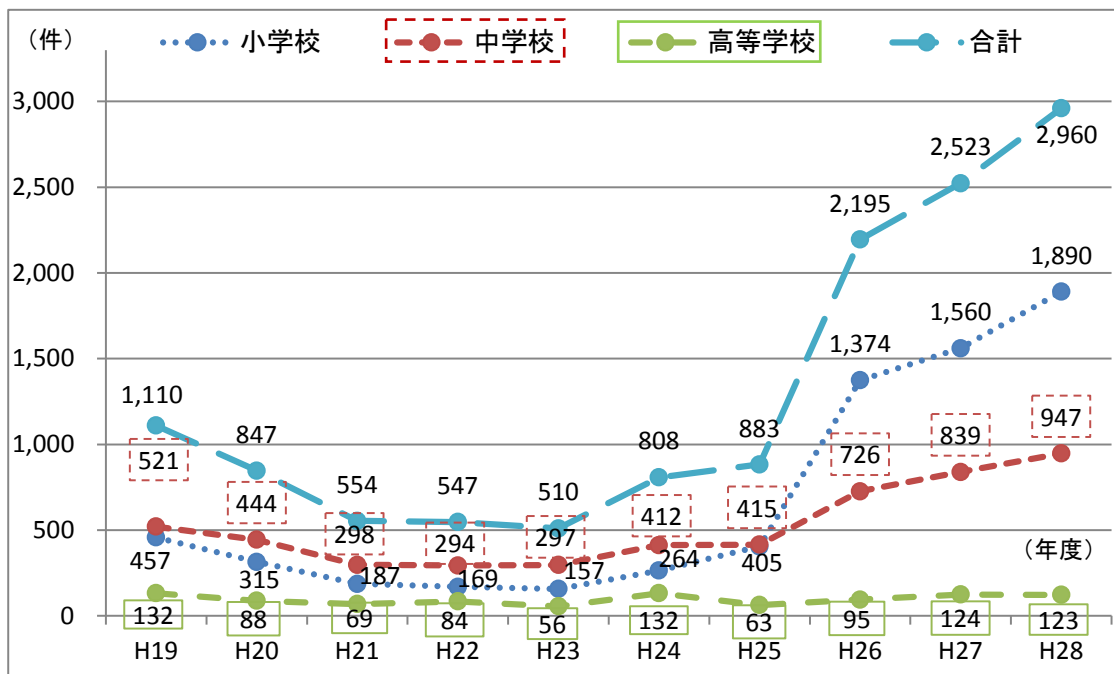


（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(4) いじめの状況

- いじめの認知件数は、2014（平成 26）年度から増加傾向にあります。これは、児童生徒間トラブルと捉えていた事例の中に、いじめと認知すべきものがあった可能性を踏まえ、積極的に認知に努めたことにも起因しています。

【図表 17】 いじめの認知件数（山口県：国公立学校）

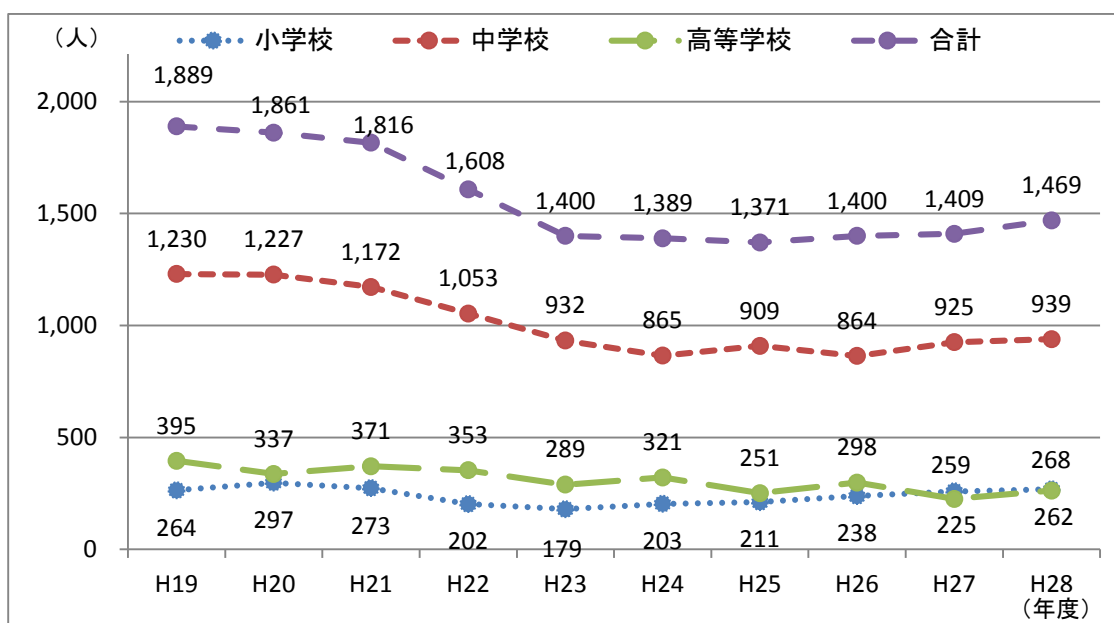


（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(5) 不登校の状況

- 不登校の児童生徒数は 2011（平成 23）年度以降横ばい傾向です。

【図表 18】 不登校児童生徒数（山口県：国公立学校）

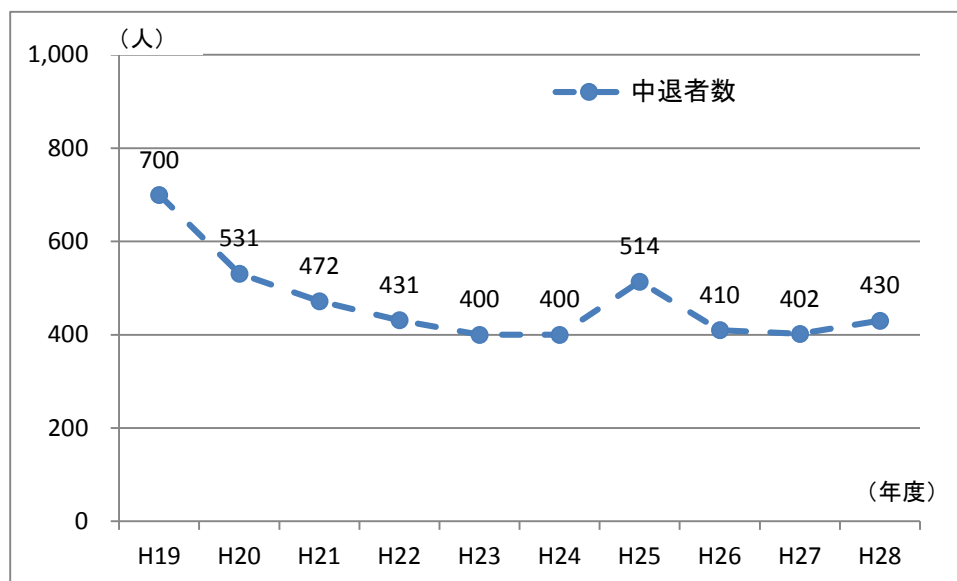


（文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

(6) 中途退学者の状況

- ・ 中途退学者数は横ばい傾向です。

【図表 19】 中途退学者数（山口県：国公立学校）

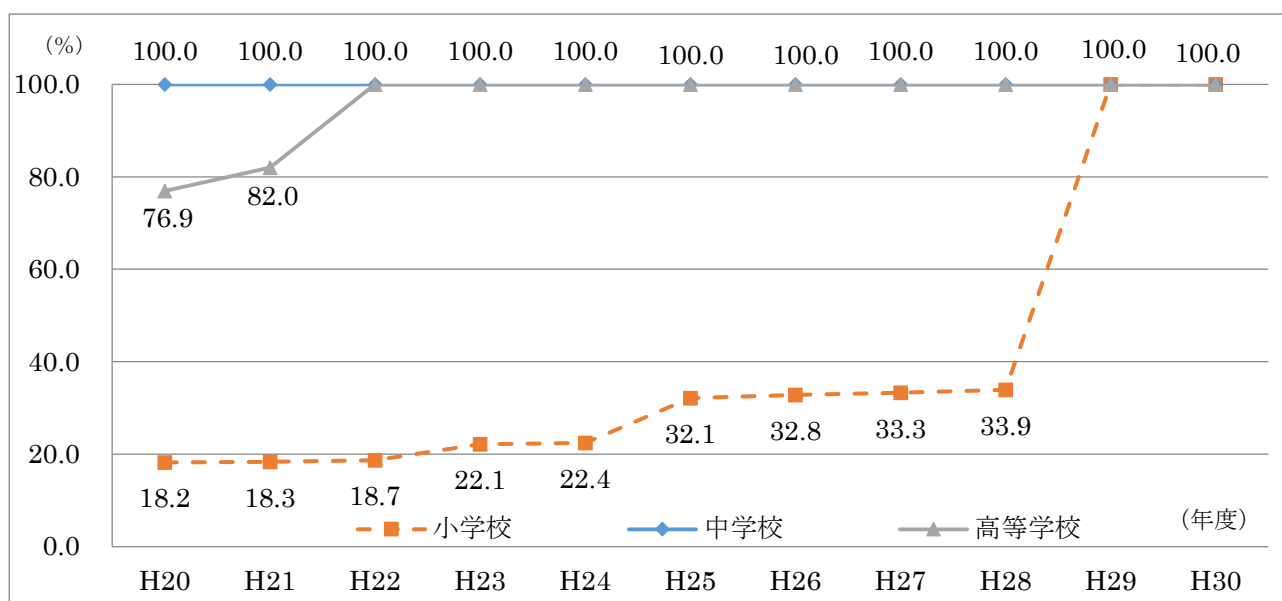


(文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」)

(7) スクールカウンセラーの配置状況

- ・ スクールカウンセラーは、2018（平成 30）年度は全ての公立学校で配置されています。

【図表 20】 スクールカウンセラーの配置状況（山口県：公立学校）

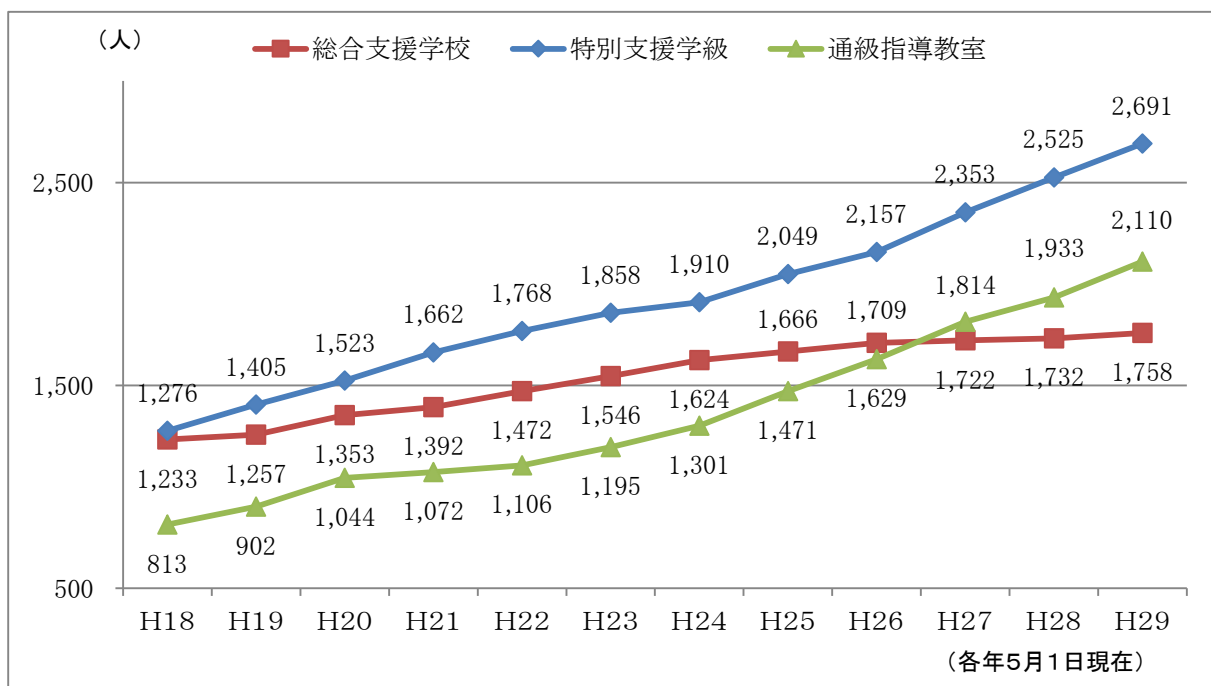


(山口県教育委員会)

(8) 特別な教育的支援を受けている子どもの状況

- ・ 特別な教育的支援を受けている児童生徒数は、年々増加しています。

【図表 2 1】総合支援学校、特別支援学級在籍児童生徒数及び通級指導教室通級児童生徒数の推移（山口県）

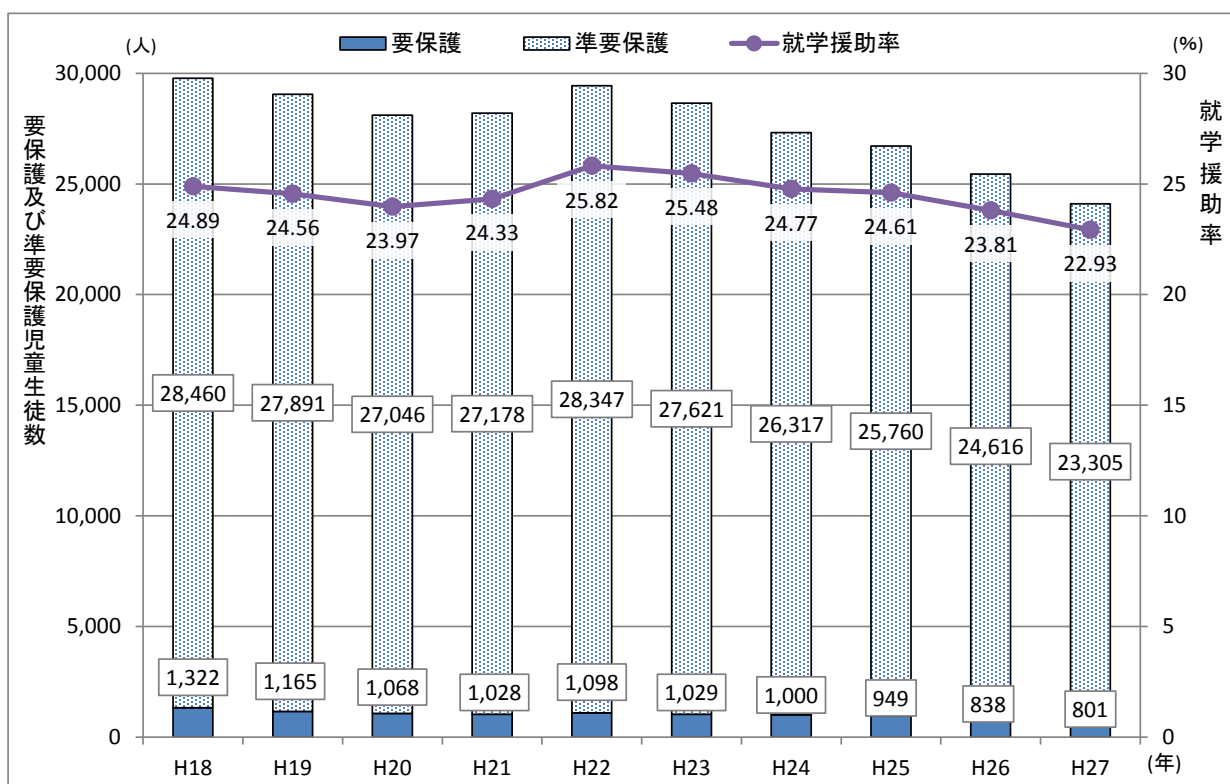


(山口県教育委員会「山口県特別支援教育資料」)

(9) 子どもの貧困の状況

- ・ 就学援助率は、近年減少傾向にあります。

【図表 2 2】要保護及び準要保護児童生徒数の推移（山口県）



(注) 要保護児童生徒数とは、生活保護法に規定する要保護者の数をいう。

準要保護児童生徒数とは、要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数をいう。

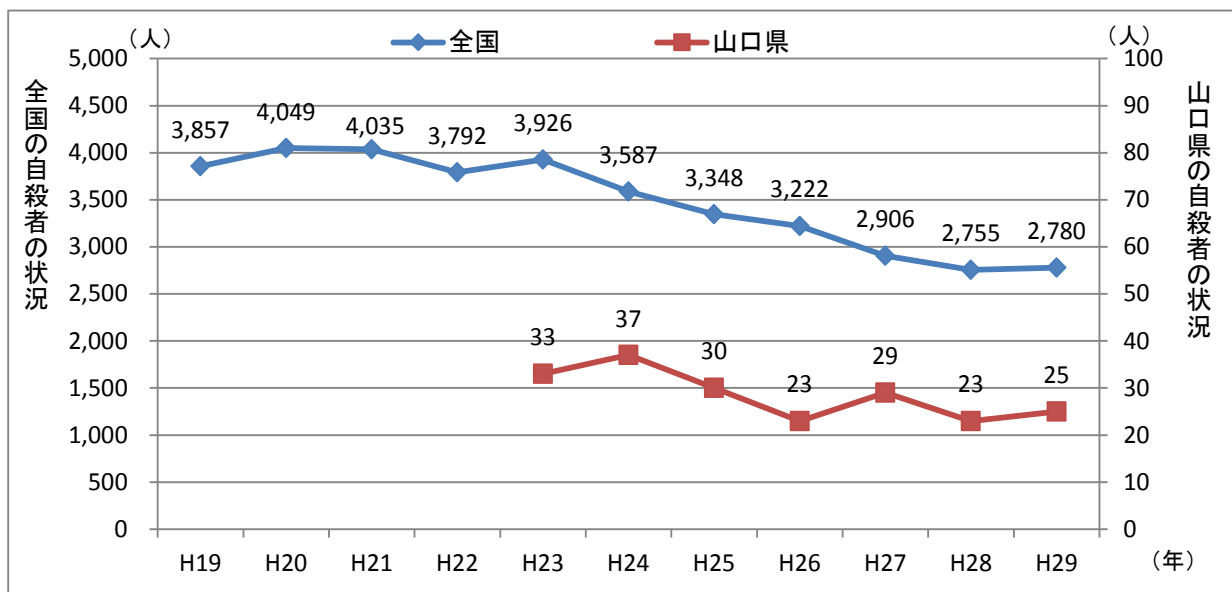
就学援助率とは、公立小中学校児童生徒数に占める要保護及び準要保護児童生徒数の割合をいう。

(文部科学省「就学援助実施状況等調査」)

(10) 若者の自殺の状況

- 全国的には減少傾向にありますが、本県では近年横ばい傾向です。

【図表 2 3】 30歳未満の自殺の現状

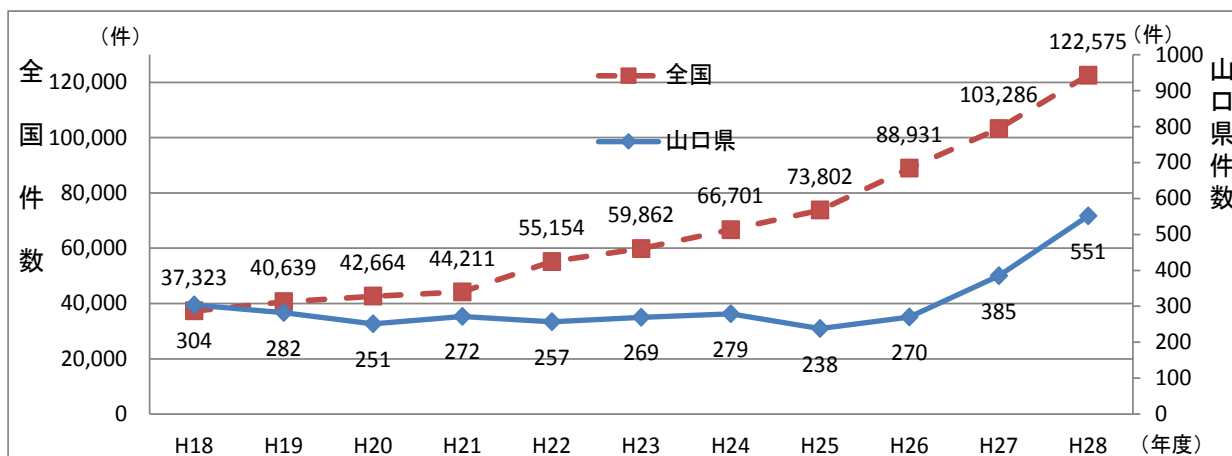


(厚生労働省「自殺の統計」)

(11) 児童虐待の状況

- 児童相談所の児童虐待相談対応件数は、年々増加しています。

【図表 2 4】 児童虐待の相談対応件数 (全国、山口県)

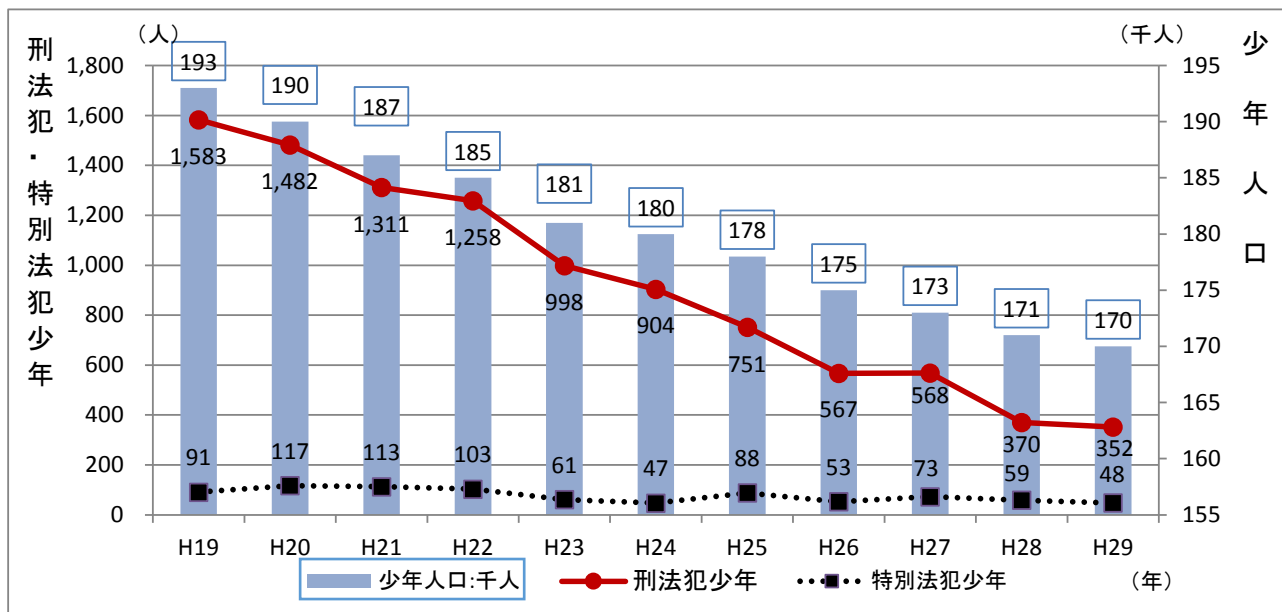


(山口県こども家庭課)

(12) 少年非行の状況

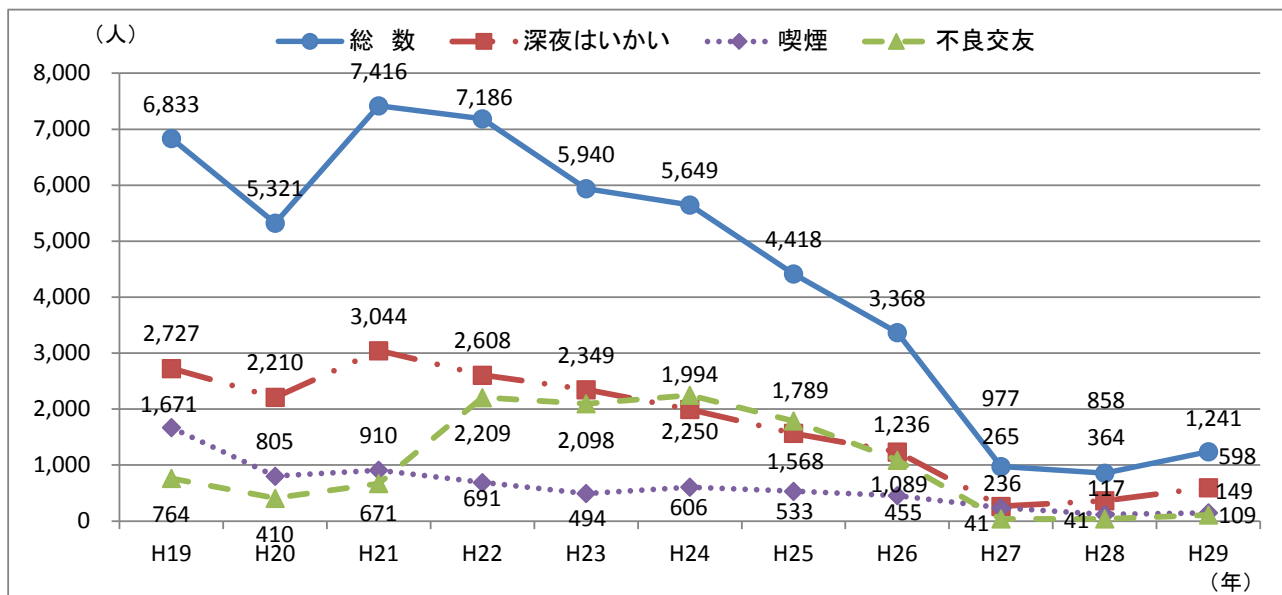
- ・ 刑法犯少年は減少傾向にあります。
- ・ 不良行為少年の補導人員も減少傾向にあります。

【図表25】 刑法犯・特別法犯少年の検挙・補導状況（山口県）



(山口県警察本部)

【図表26】 不良行為少年の補導人員（山口県）



(山口県警察本部)

第3章 具体的施策の推進

1 全ての子ども・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

① 基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成、体験活動の推進等による日常生活能力の習得

ア 基本的な生活習慣の形成と食育の推進

【現状と課題】

子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠が大切ですが、最近の子どもたちを見ると、こうした成長期の子どもにとって必要不可欠な基本的な生活習慣が大きく乱れています。

家庭における食事や睡眠等の乱れを、個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として、地域が一体となって取り組むことが重要です。

【取組内容】

○ 生活習慣の形成

家庭教育にかかわる機関、団体等が協働して家庭教育支援の総合的な推進を図るために、「早寝早起き朝ごはん、本を読んで外遊び、みんな仲良く今日も元気！」をスローガンに掲げ、「家庭の元気応援キャンペーン^{*}」に取り組んでおり、今後も、キャンペーンに協賛いただける機関、団体の増加に取り組むとともに、「わが家のやくそく」の取組等を通じて、学校、家庭、社会が一体となった取組を推進します。

○ 食育の推進

- ・ 栄養教諭^{*}を中核に学校全体で組織的・計画的に取り組む食育推進体制の整備を進めるとともに、家庭・地域との連携を深めた食に関する指導を行います。
- ・ 子どもの健全な食事のあり方として、家族がそろって食事をするのが家族の絆を深める上でも重要であることから、保育所や地域子育て支援拠点^{*}、幼稚園等での食育を通じて、共食の意義を子ども及び保護者にしっかり理解してもらうよう啓発します。

【数値目標】

朝食を毎日食べる児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2017年度)		(2022年度)
	小6	95.9%	増加させる。
	中3	94.8%	

イ 道徳教育の推進等による規範意識等の育成

【現状と課題】

幼児期の教育は、小学校以降の生活や学習の基盤となり、生涯にわたる人格形成に影響

を与える重要なものですが、社会的環境の著しい変化は、子どもの育ちや家庭に変化をもたらしており、コミュニケーション能力の不足、自制心や規範意識の希薄化等の課題が指摘されていることから、幼稚園等においては、幼児の心身の成長の過程に応じた適切な教育環境を計画的に構成し、一人ひとりに応じた指導を行い、小学校へと繋ぐことが必要になります。更に、児童生徒に対してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する必要があります。

【取組内容】

○ 幼児期の教育の質の向上

- ・ 幼児期の教育についての専門的な研修や幼稚園教育要領を踏まえた教育課程研究協議会を実施するとともに、園の課題を個別に支援する幼稚園訪問を行うことにより、教職員等の指導力の向上を図ります。
- ・ 幼稚園・保育所等での遊び等による他人との関わりの中で培った道徳性の芽生えを適切に小学校へ引き継ぐため、組織的・継続的な教職員の交流を推進して、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を進めます。

○ 道徳教育の充実

小・中・高等学校合同の研修会や授業セミナー等により教員の指導力の向上を図るとともに、子どもたちの基本的な倫理観や社会性、規範意識等を育むため、発達の段階に応じ、道徳的な課題を自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」「議論する道徳」に向けて、道徳教育の更なる充実を図ります。

ウ 体験活動の推進

【現状と課題】

自然や歴史、仲間、多様な人々と関わり合う体験活動は、子どもたちが生命や自然を大切に作る心や他を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を身に付け、豊かな心を形成するために大きな役割を担っており、社会教育施設等を活用した体験活動の充実が求められています。

【取組内容】

○ 体験活動の充実

- ・ 家庭・地域・団体等との連携を強化し、児童生徒の社会参加や社会貢献の促進を図ることで、発達の段階に応じた体験活動を推進します。
- ・ 本県の特色ある「心の冒険・サマースクール^{*}」や「AFPY^{*}」を発展させるとともに、各青少年教育施設^{*}を活用しながら、学校や地域と連携した体験活動の充実を図ります。
- ・ 研修会等において体験活動の実践例や意義等についての普及を図ります。

○ 山口図書館、山口博物館等における取組の充実

山口図書館、山口博物館、文書館、埋蔵文化財センターの各施設で、それぞれの所蔵

資料や専門性を生かした展示や講座、学校・地域への学習支援等により、県民が自然、歴史、文化等に親しむ機会の創出を図ります。

○ 文化・芸術活動の充実

- ・ 小・中・高等学校において、本物の舞台芸術等にふれあえる環境づくりを推進します。
- ・ 県立美術館や萩美術館・浦上記念館等の文化施設において、工作会やワークショップの開催等により積極的に子どもたちと関わっていく取組を推進します。

【数値目標】

A F P Yアドバイザーの活動回数	(2017年度) 363回	(2022年度) 1,800回（5年累計）
学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2017年度) 37.1%	(2022年度) 維持する。

エ 読書活動の推進

【現状と課題】

読書活動は、子どもの読解力や想像力、思考力、表現力等の生きるために必要な基礎的な力を養うとともに、他人を思いやる心等、豊かな人間性や社会性を育成する上で重要であることから、読書習慣の定着化や活動を支援する人材の育成に向けた取組が必要です。

【取組内容】

○ 学校における読書活動の推進

- ・ 朝読書や読書の時間の推進に加え、読み聞かせや読書会等、児童生徒の発達段階に応じて、本に親しむ機会の充実を図ります。
- ・ 学校図書館の環境整備や各教科等の学習での活用を促進します。

○ 家庭や地域における子どもの読書活動の充実

- ・ 公立図書館における、「子どもの読書週間」（4月23日～5月12日）をはじめ、年間を通じた子どもの読書関係イベントの実施を促進します。
- ・ 講座やメディア、「家庭の元気応援キャンペーン」等を活用し、家庭での読書の気運を高める啓発活動の充実に努めます。

○ 山口県子ども読書支援センター*による支援の充実

山口図書館に設置された山口県子ども読書支援センターにおいて、メールマガジンの配信等情報提供に努めるとともに、保護者や読書ボランティアのための講座や研修、学校図書館を支援するためのセミナーや出前講座等を充実します。

【数値目標】

読書が好きと感じている児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2017年度)	(2022年度)
	小 73.7%	増加させる。
	中 75.2%	

オ 体力の向上

【現状と課題】

体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きく関わっており、「生きる力」を支える重要な要素であることから、これまで、学校、家庭、地域が一体となって体力向上に取り組んできました。

今後、更なる体力向上を図っていくためには、スポーツ医・科学の専門家等による本県の児童生徒の体力や運動習慣の状況の分析に基づきながら、学校の組織的な取組や指導方法の工夫改善を推進し、学校、家庭、地域が一体となった具体的な取組を強化することが必要です。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機とした、「する・見る・支える・知る」等の多様なスポーツとの関わりを通じて、児童生徒のスポーツの意識や価値等への理解・関心を高め、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成が求められています。

【取組内容】

○ 学校での取組の推進

- ・ バランスのとれた体力向上に向け、専門家等で構成された「体力アップチャレンジ協議会」による医・科学的な視点からの効果的な取組の研究や検証を行うとともに、新たな「運動メニュー※」を作成し、その活用を促進します。
- ・ 幼少期から小学校低学年までの「運動遊び」の充実を図るため、幼児期運動遊び出前講座や小学校での「食育」「体育」「健康教育」出前授業を実施するとともに、小学校低学年期の体育科授業等に高い指導力を有した教員を派遣する体育授業マイスター制度※を推進します。
- ・ 体育主任研修会の開催等により、各学校の「体力向上プログラム※」の改善を図り、運動の機会の確保や実施時間の少ない子どもへの支援に取り組めます。
- ・ オリパラ教育※については、オリンピック・パラリンピアン等を活用したスポーツ教室等の開催により、児童生徒の体力向上等に意欲的に取り組む態度の醸成を図ります。

○ 家庭や地域等と連携した取組の推進

- ・ やまぐち型地域連携教育※の仕組みを生かし、地域のスポーツ人材が協力者として授業や運動部活動を支援するほか、「学校体育通信」の家庭等への配付により、体力の必要性や運動・外遊びの効果等について共通理解を図り、学校、家庭、地域が一体となった運動の機会を確保する取組を推進します。
- ・ 多くの子どもたちが、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎を身につけること

ができるよう、県体育協会と連携してスポーツ少年団活動の充実に努めるとともに、子どものスポーツ活動への参加の促進や指導者の資質向上を図るため、スポーツ少年団等が開催するスポーツ教室・行事等へ専門的なスポーツ指導者を派遣します。

【数値目標】

運動することを好きと感じている 児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2017年度)		(2022年度) 増加させる。
	小5男子 74.7%	中2男子 66.9%	
	小5女子 57.8%	中2女子 50.6%	

② きめ細かな指導体制の充実等による学力の定着と向上

ア 確かな学力の定着と向上

【現状と課題】

学力の向上を図るためには、学力の状況を的確に把握した上で、課題の焦点化を行い、課題解決に向けた学校の組織的な取組を推進、充実させていくことが必要です。

このため、これまで全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえ、やまぐち学習支援プログラム*の拡充、市町教委と連携した学校訪問による重点的な支援、少人数指導加配や35人学級化等きめ細かな指導の充実等の取組を進めてきました。

また、いわゆる「小1プロブレム*」等課題の解決を積極的に行う大規模校に対して、30人学級加配教員を配置し、取組の成果を全県に普及しています。

更に、学習の理解や習熟の程度等に対応するため、複数教員による指導や学習集団の編成等の工夫による少人数指導を充実するほか、小規模校については合同学習を実施し、学習集団を再編成して複数の教員により、きめ細かな指導を行っています。

【取組内容】

○ きめ細かな指導体制の充実

- ・ 学力向上に向けた年間2回の検証改善サイクルを推進、充実するために、山口県学力定着状況確認問題の一斉実施や、学力分析支援ツールの提供による学力課題の把握と焦点化の推進、検証改善委員会の設置による検証等を行います。
- ・ 効果的な指導方法と研修体制の構築推進に向けて、小学校における授業交換や教科担任制の推進、「授業づくりと評価の手引き [改訂版]」等の資料を活用したミニ研修を促進します。
- ・ 小・中学校においては、2011（平成23）年度から実施している35人学級化の維持に加え、少人数指導加配教員を配置し、子どもたちの状況に応じた少人数指導等の工夫や学校の組織的な取組等を推進するとともに、高等学校等においても、生徒の習熟度に応じた指導方法を工夫することにより、生徒一人ひとりの状況等に応じたきめ細かな指導を行います。
- ・ 課題解決を積極的に行う大規模小学校の1年生を対象に、30人学級加配教員を配置し、きめ細かな指導体制を充実することで、児童の基本的な生活習慣・学習習慣の確実な定着を図り、小1プロブレムへの効果的な対応に繋がります。

○ 教員の指導方法の工夫・改善

教員のキャリアステージに応じた研修会を開催するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、学力向上推進リーダー・推進教員*、英語教育推進教員、授業アドバイザー、教育力向上指導員*等を活用した校内研修や校内のミドルリーダーを中心とした日常的なミニ研修、地域住民等の参加によるユニット型研修の促進を図るほか、「やまぐち総合教育支援サイト」等により学習指導に関する様々な情報を提供します。

○ 学校、家庭、地域が連携した学力向上の取組

- ・ 学力分析支援ツールを活用した学校と家庭との情報共有や効果的な家庭学習・補充学習の実施を推進するとともに、「やまぐち型地域連携教育」の取組を活用し、地域住民等の参加による補充学習等の充実を促進します。
- ・ 幼保小、小中、中高の連携教育の充実に向けて、実践研究や相互の乗り入れ指導を推進するとともに、高校における学校間連携や高大連携における学修を単位認定することにより、履修の機会を拡大します。

【数値目標】

		(2017 年度)		(2022 年度)
		(小 6)	(中 3)	小・中学校全区分 で全国平均を上回る。
全国学力・学習状況調査の 全国平均との比較	国語 A	76% (74.8%)	79% (77.4%)	
	国語 B	58% (57.5%)	73% (72.2%)	
	算数 A	79% (78.6%)	66% (64.6%)	
	算数 B	45% (45.9%)	49% (48.1%)	

(注) () 内は全国平均値。国が公表する都道府県の平均正答率は、2017 (平成29) 年度から整数値に変更

イ 高校教育の質の確保・向上

【現状と課題】

生徒のニーズの多様化や中学校卒業生数の継続的な減少等、県立高校を取り巻く環境は大きく変化していくことが見込まれることから、今後も、より質の高い高校教育を提供していくため、2015 (平成27) 年3月に今後10年間の本県高校改革の基本的な考え方や施策展開の方向性を示す「第2期県立高校将来構想」を策定し、更なる高校改革の推進に取り組んでいます。

義務教育段階で学習意欲や社会性等を培った子どもたちが、高等学校に進学しても、さらに「生きる力」を伸ばしていくためには、学校・家庭・地域が一体となって教育活動の質を向上させる取組を推進する必要があるため、2020年度までに全ての県立高校にコミュニティ・スクール*を導入し、地元地域や大学・企業等と協働した課題解決型学習を推進することにより、学校・地域の課題の解決に積極的に取り組み、「地域に愛され、地域とともにある学校づくり」を推進します。

【取組内容】

○ 特色ある学校づくりの推進

2016（平成28）年度に実施した全日制普通科の通学区域の全県化を踏まえ、中学生が主体的に学校選択をすることができるよう、各高校の個性化・多様化を図る特色づくりをより一層推進するとともに、生徒のニーズや地域の状況の変化等を踏まえながら、学校・学科の適切な設置や適正な定員設定等を推進します。

○ 「県立高校再編整備計画」の着実な推進

中学校卒業者数の継続的な減少による学校の小規模化が見込まれる中、選択幅の広い教育や活力ある教育活動の展開、生徒同士が切磋琢磨する環境づくり等、高校教育の質の確保・向上を図るため、望ましい学校規模を目指し、年次的・計画的に再編整備を進めます。

○ 地域連携教育の拡大・充実

学校・学科の特色や専門性に応じて、地域資源を活用した特産品や新たな観光ルートの開発、地元自治体のまちづくりに関する提案等、地域の活性化に直接貢献する、高等学校ならではの取組を推進します。

ウ 学校教育の情報化の推進

【現状と課題】

2013（平成25）年3月に策定した「山口県教育の情報化推進指針」に基づき、より分かりやすく深まる授業を展開するため、教科等の指導におけるICT*の効果的な活用を推進しています。

【取組内容】

○ 生徒の心身の成長の過程に即した学校全体での取組の推進

小・中・高等学校の各教科等の指導を通じて、児童生徒の心身の成長の過程に即した、コンピューターの操作方法や情報モラル等を身に付け、情報手段を適切かつ主体的に活用できる取組を進めます。

（2）子ども・若者の健康と安心安全の確保

① 健康教育の推進と妊娠・出産・育児の支援

ア 健康教育の推進

【現状と課題】

近年、児童生徒の生活習慣の乱れやメンタルヘルス*に関する問題、アレルギー疾患、喫煙・飲酒・薬物乱用、性に関する問題、感染症等、新たな課題が顕在化しているため、健康教育を通じて、生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要な資質能力の育成に向けた取組を学校全体で組織的・計画的に行うとともに、学校と家庭、地域の医療機関等が連携して学校保健を推進していくことが求められます。

【取組内容】

○ 学校保健（健康管理・保健教育）の組織的・計画的な取組の推進

家庭、学校医等との連携強化による保健管理の円滑な実施や学校保健計画等の毎年度の見直し・改善、保健主任や養護教諭を中核とした組織体制の整備等により健康管理・保健教育の組織的・計画的な推進を図ります。

○ 現代的な健康課題の解決に向けた取組の充実

- ・ メンタルヘルス、がん教育等について、学校医等と連携して保健教育を推進するなど、学校と地域の医療機関等との連携を促進します。
- ・ アレルギー疾患に係る取組の充実に向けた、正しい知識の普及啓発及び緊急時の対応に係る校内研修を促進します。
- ・ 「山口県民の歯・口腔の健康づくり推進条例」の制定を踏まえた、学校歯科保健推進検討委員会における効果的な指導内容・指導方法の検討を行います。

【数値目標】

肥満傾向児の出現率	(2017年度) 小5 男子 6.06% 女子 6.33%	(2022年度) 減少させる。
12歳児でむし歯（う歯）のない人の割合	(2017年度) 64.7%	(2022年度) 増加させる。

イ 思春期特有の課題への対応

【現状と課題】

近年、10代の人工妊娠中絶や性感染症等の問題や、心身症等の心の問題も深刻化し、次世代を健やかに生み育てる基礎となる思春期の健康に悪影響を及ぼす状況が多く認められているため、性教育を含む健康教育を推進するとともに、女性健康支援センター^{*}や健康福祉センター、市町保健センターにおける相談しやすい体制づくりが必要です。

また、保健と教育だけでなく、医療分野との連携を進め、健康教育や相談体制等の取組を強化することも重要です。

【取組内容】

○ 性教育をはじめとする健康教育の推進

健康福祉センターや医療機関と連携して、学校に対して性教育をはじめとする健康教育に関する出前講座を実施するなど、保健医療と教育との連携を強化します。

○ 相談体制の充実

健康福祉センター、市町保健センター、精神保健福祉センター、児童相談所等地域の相談機関に従事する職員への研修による相談体制の充実や医療体制（思春期外来）の整備を促進するとともに、女性健康支援センター（思春期ホットダイヤル^{*}）等による思春期の総合的な相談活動の充実に努めます。

ウ 安心で安全な妊娠・出産の確保、小児医療や母子保健の充実

【現状と課題】

本県の出生数は、2016（平成28）年で9,844人と、前年と比べて516人減少しています。

周産期死亡率、新生児死亡率は、2007（平成19）年から2016（平成28）年の10年間の平均でみると、いずれも全国平均を下回っています。

今後の分娩を取り扱う医療提供施設の受入能力については、県全体では受入可能な体制が確保されていますが、一部の地域では十分でない状況があります。

また、相対的に出産時のリスクが高くなる35歳以上の出産割合は、2016（平成28）年で24.2%と年々高くなっており、ハイリスク分娩に対する医療機能の充実が必要です。

更に、核家族化の進行等により、身近に育児の相談ができる人がいないため、軽症であっても時間外に二次救急^{*}医療機関を受診するケースがあることから、休日・夜間において、小児の病気やけがに関し、保護者等の不安の軽減を図るとともに、医療機関への適切な受診の啓発に努める必要があります。

【取組内容】

○ 安心で安全な妊娠・出産の確保

- ・ 周産期医療^{*}対策の推進に当たっては、周産期医療関係者で構成する「山口県周産期医療協議会」において必要な協議を行い、関係者が連携して取組を進めます。
- ・ 正常分娩（リスクの低い帝王切開術を含む。）や妊婦健診等を含めた分娩前後の診療を安全に実施できる周産期医療体制を確保します。
- ・ 妊産婦・新生児の病態に応じて適切な医療を提供できるよう、周産期医療施設の役割分担と連携を進め、周産期母子医療センター^{*}を中心に、24時間体制でリスクの高い妊娠に対する医療や高度な新生児医療を提供する体制を強化します。

○ 小児医療の充実

- ・ 小児の保護者の不安の軽減や、小児患者の救急医療機関への適切な受診促進を図るため、小児救急医療電話相談^{*}を実施するとともに、関係機関等と連携し、一層の周知に取り組みます。
- ・ 小児の保護者に、小児の急病時の対応等についての講習会等を通じ、適切な受診やかかりつけ医の重要性等について啓発を行います。
- ・ 「やまぐち医療情報ネット」により、休日・夜間に対応可能な医療機関の情報を提供し、小児患者の適切な受診に繋がります。
- ・ 複数の二次医療圏をカバーする小児救急医療拠点病院の整備等により、24時間365日、入院を必要とする小児に対応できる小児救急医療体制を確保します。

○ 地域における母子保健の充実

- ・ 妊娠、出産及び育児に対する不安を持つ親が増加する中で、市町が設置する「子育て世代包括支援センター^{*}」の充実を図ることにより、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談体制を整備します。

- ・ 母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の市町による事業について、広域的・専門的立場からの支援を行います。

【数値目標】

子育て世代包括支援センターの設置市町数	(2017年度) 11市町	(2019年度) 19市町
---------------------	------------------	------------------

エ 子育てに関する支援

【現状と課題】

子育てに負担や不安を感じている家庭が増えていることから、子育て家庭の負担の軽減等を図ることが重要です。

【取組内容】

○ 子育て情報の提供

- ・ 子育てイベントや子育て支援情報等について、子育て家庭が利用しやすいよう「やまぐち子育て支援ポータルサイト」等を通じた迅速かつ適切な提供に努めます。
- ・ 母子保健推進員、食生活改善推進員[※]等と連携して、子どもや家庭に関する情報を子育て家庭等に迅速かつ的確に提供できるよう努めます。

○ 子育て相談体制の充実

- ・ 子育てに不安を感じる保護者の相談や支援に応じられるよう、地域子育て支援拠点、保育所、児童館等の地域の子育て支援体制の充実を図ります。
- ・ 児童相談所や健康福祉センターの子育ての悩みや不安に関する相談機能を充実するとともに、児童家庭支援センター[※]や県総合医療センター内に設置している女性健康支援センター等、各種相談機関等とのネットワークを一層強化し、専門家による相談実施等、相談体制の充実を図ります。
- ・ やまぐち総合教育支援センターに設置している「子どもと親のサポートセンター[※]」等において、子育て、家庭教育等、子どもの教育に関する全般的なことについて、専門的な相談・支援を行います。

② いじめや不登校等に対する相談体制の充実

ア 学校における教育相談体制の充実

【現状と課題】

いじめについては、積極的な認知や組織的な対応等、いじめの早期解決に向けた取組を進めているところですが、早期発見の難しい複雑化・深刻化した事案も増えています。

暴力行為発生件数は中・高等学校では減少傾向、不登校出現率は全校種で全国に比べ低い値で推移していますが、小学校の暴力行為発生率や小・中学校の不登校出現率は増加傾向にあるなど、児童生徒の成長過程や校種により様々な課題が見受けられます。

このため、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止、早期発見・早期対応のため、心の

教育の基盤となる開発的・予防的生徒指導^{*}の更なる推進を図るとともに、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して、社会総がかりで児童生徒の豊かな心を育成する取組が必要です。

【取組内容】

○ 心の教育の取組の基盤となる開発的・予防的生徒指導の充実

「心の教育推進の手引き」や「よりよい生徒指導に向けて」等の資料を活用し、問題行動等の未然防止に向けた開発的・予防的生徒指導の充実を図るとともに、AFPY等を活用した研修会の開催、授業づくり等により、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を育み、好ましい人間関係づくりを促進します。

○ 問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実

F i t^{*}等の積極的な活用やSNS等を活用した幅広い相談体制づくりにより問題行動の早期発見を図るとともに、スクールカウンセラー^{*}やスクールソーシャルワーカー^{*}、スクールロイヤー^{*}等の専門家の派遣等により、児童生徒・家庭・学校等への一層の支援の充実・強化を図ります。

○ やまぐち総合教育支援センター等の相談・支援体制の充実

「ふれあい教育センター^{*}」や「子どもと親のサポートセンター」における、電話相談やメール相談、来所相談等、児童生徒や親に対する教育相談機能の強化を図るとともに、スクールソーシャルワーカーが学校に出向いて関係者と協議を行い、必要に応じて、関係機関との連携や家庭状況等の環境調整を行うなど、支援体制の一層の充実に努めます。

○ 緊急時等の学校への支援体制の充実

- ・ 学校での重大な事件・事故等の発生時には、事態の深刻化を防ぎ、早期の解決を図るとともに、児童生徒の安全確保や二次的被害を防止するために、専門家チームを早期に派遣するなど、緊急時の学校支援体制の充実に努めます。
- ・ いじめの重大事態発生時には、いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施や、児童生徒等の心のケア、学校復帰後の学校生活等への適応に向け、外部専門家を派遣し、事態の深刻化の防止と早期の解決を図ります。

【数値目標】

1000人当たりの不登校児童生徒割合（公立小・中・高等学校）	(2016年度) 小中 11.4% 高 4.1%	(2022年度) 減少させる。
1000人当たりの暴力行為の発生件数（公立小・中・高等学校）	(2016年度) 3.9件	(2022年度) 減少させる。

イ いじめ防止対策等

【現状と課題】

国において、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定されたことを受け、本県においても、これまでの取組を踏まえながら、2014（平成26）年2月に「山口県いじめ防止基本方針」を策定し、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進しています。

2017（平成29）年3月に国の基本方針が改定されたことを踏まえ、本県においても、県内で見られる課題を検証し、教員のいじめの認知力を向上させる取組や、教員の事案の抱え込みの防止、外部専門家等との連携強化、いじめに対する一貫した組織的な対応の徹底等、新たな項目も加え、2017（平成29）年12月に山口県いじめ防止基本方針を改定しました。

【取組内容】

○ 県が実施する取組

- ・ 学識経験者等で構成する「山口県いじめ問題対策協議会」において、いじめに対する基本的な考え方を共有し、関係機関の更なる連携強化を推進します。
- ・ いじめの防止等のための対策が実効的に行われるよう、第三者等で構成する「いじめ問題調査委員会」において、重大事態に係る調査を行うとともに私立学校や市町が調査委員等を設置する場合には、それらの求めに応じて支援します。
- ・ いじめ等が発生し、当該校の指導により十分な効果を上げることが困難な場合について、その解決を図るため、やまぐち総合教育支援センターによる「学校サポートチーム[※]」を派遣し、当事者間の関係を調整するなどの適切な支援を行います。
- ・ 「24時間子どもSOSダイヤル[※]」による電話相談や、やまぐち総合教育支援センターにおける教育相談等の充実を図るとともに、様々な相談窓口を所管する各団体等との連携による支援体制の強化及び相談窓口の広報・周知を図ります。

○ 学校が実施する取組

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等で構成する「いじめ対策委員会」が中心となって、体系的・計画的にいじめ防止等に取り組みます。

【数値目標】

いじめの解消率（公立小・中・高・総合支援学校）	(2016年度) 98.1%	(2021年度) 100%に近づける。
「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合（公立小・中学校）	(2017年度) 小 83.6% 中 80.0%	(2022年度) 増加させる。

③ 防犯・交通安全・防災のための教育

【現状と課題】

土砂災害や地震の発生による大規模災害をはじめ、子どもたちへの声かけやつきまとい、交際相手等からの暴力、登下校時の交通事故、自転車乗車中の加害事故等、子どもたちの安全や命に関わる事件・事故・災害が発生しており、こうしたことから子どもたちを守る取組を充実することが求められています。

学校においては、「防犯を含む生活安全」、「交通安全」、「災害安全（防災）」の学校安全の3領域について、実践的な学びを積極的に導入するとともに、総合的かつ効果的な取組が必要です。

また、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることに繋がることから、児童生徒等の安全に関する課題について家庭・地域と連携・協働した取組の推進が求められています。

【取組内容】

○ 安全教育を推進するための基盤・体制整備

- ・ 学校安全計画の見直しによる組織的・効果的な安全教育の推進等、学校教育活動全体を通して「安全教育」を充実します。
- ・ 定期的に学校施設・設備の安全点検や通学路点検等を実施するとともに、危機管理マニュアルの検証・見直しを行うなどPDCAサイクルの確立による「安全管理」を充実します。
- ・ 「学校危機対応演習資料^{*}」を活用した校内研修による教職員の資質向上や学校とスクールガード^{*}の連携強化を通じた通学路等の安全の確保等、関係機関・専門家等との連携による「組織活動」の充実を図り、学校の危機管理機能を高めます。
- ・ 関係団体との協議会等の場で、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、やまぐち型地域連携教育の仕組みを生かして、学校安全の観点を組み入れた学校運営を行うこと等により、全ての学校において、児童生徒等の安全に関する保護者や地域住民との連携体制を構築します。

○ 学校安全の3領域における取組の推進

- ・ 危険予測学習（KYT）^{*}や地域安全マップの作成、防犯教室・防犯訓練の充実等、安全意識・能力を育む「防犯を含む生活安全」を推進します。
- ・ 交通安全教室の開催や自転車の安心・安全確認テストの活用によるマナー向上等、自他の命を守る「交通安全」を推進します。
- ・ 「防災教育テキスト^{*}」等の活用による効果的な防災教育の推進等、防災対応能力の向上を図る「災害安全（防災）」を推進します。

○ 交際相手等からの暴力の防止

若年層に対して、交際相手や配偶者等からの暴力の問題について考える機会を提供し、学校や関係機関と連携しながら予防・啓発活動を推進するとともに、インターネットやSNS等の利用による暴力被害を防止するため、情報モラル教育・啓発活動を推進します。

【数値目標】

児童生徒の登下校における負傷者数（加害、同乗除く）	(2017年度)	(2022年度)
	小 17人	減少させる。
	中 21人	
	高 54人	

（3）社会人としての権利・義務等の正しい知識の習得

【現状と課題】

自立した社会人として生きていくためには、世の中の仕組みや社会人としての権利・義務等に関する正しい知識を持ち、また、社会の形成者としての基本的な資質や能力、態度を身につけておく必要があります。

また、2022年4月からは、民法改正により成年年齢が18歳に引き下げられることから、若年者の消費者被害の増加が強く懸念されるため、学校等における消費者教育の充実強化が必要です。

【取組内容】

○ 主権者教育の推進

自ら考え、自ら判断し、自ら行動していく高い資質をもった主権者の育成に向けて、選挙管理委員会等の関係機関との連携を更に強化するなど、主権者教育を「積極的に」「効果的に」「公正に」推進していきます。

○ 租税教育の推進

学校教育における租税教育を支援するため、山口県租税教育推進連絡協議会による講師派遣や教材提供を周知します。

○ 消費者教育の推進

- ・ 若年者の消費者被害の未然・拡大防止を図るため、「やまぐち・くらしの安心ネット※」を活用するなどして、学校に対し、県や市町、関係団体等が実施する啓発講座や啓発活動等の周知を図り、児童生徒等の心身の成長の過程に応じた消費者教育が行われるよう支援します。
- ・ 学生等の若者に対するそれぞれの年齢に応じた消費者教育が、学校の授業や講義の中で円滑に実施できるよう支援します。
- ・ 山口県金融広報委員会※と連携して、教職員対象の金融・金銭に関する研修等を実施することにより、教職員が児童生徒等に行う消費者教育を支援します。

○ 高校生のボランティアバンク活動の活性化

高校生とボランティアの受入先とを繋ぐ「山口県高校生ボランティアバンク」により、地域における高校生のボランティア活動の活性化を図り、高校生の社会貢献や社会参加を促します。

【数値目標】

高等学校・大学等の「やまぐち・くらしの安心ネット」の利用率	(2017年度) 0%	(2022年度) 100%
-------------------------------	----------------	------------------

(4) 若者の職業的自立、就労等支援

① 地域企業や産業と連携した職業能力・意欲の習得

ア キャリア教育*の推進

【現状と課題】

「夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成」を目指して、小・中・高等学校等の連携による系統的・計画的なキャリア教育を推進しています。また、郷土に誇りと愛着をもち、地域に貢献する子どもたちを育成するため、学校と家庭、地域、産業界等が連携したキャリア教育を推進し、体験活動をはじめとする教育活動の一層の充実を図っています。

今後は、社会的自立に向けて必要な基盤となる基礎的・汎用的能力を育成するとともに、夢の実現に向け、志を抱かせる教育を推進していくことが重要です。

【取組内容】

○ 系統的・計画的な取組の推進

- ・ 有識者、経済団体、PTA等により構成するキャリア教育推進会議等の開催により、国の動向、推進の新たな手法等の浸透や先進的な事例の共有を図るとともに、小・中・高等学校等を通じた系統的・計画的なキャリア教育を推進します。
- ・ 小学校における「1/2成人式*」や中学校における「立志式*」を契機とした志を抱かせる教育の充実を図ります。
- ・ 職場体験・インターンシップ*等の体験活動の取組として、普通科高等学校における「地域活性型インターンシップ*」等を実施し、地域産業の理解や幅広い職業観の育成を図ります。

○ 学校と家庭、地域、産業界等との連携強化

- ・ キャリア教育推進会議等の開催や「やまぐち教育応援団*」の活用等を通じて、全県的なキャリア教育の推進体制の強化を図ります。
- ・ 職場体験・インターンシップ等の受入先の確保による体験活動の充実を図ります。
- ・ 大学生等の職業観や勤労観を育てるため、山口県インターンシップ推進協議会と連携し、県内学生や県外学生のインターンシップを支援します。

○ 専門高校等での地域産業を支える将来のスペシャリストの育成

基礎的な技能から高度な資格まで生徒のスキルに合わせた資格取得等を促進するとともに、高い志の醸成と積極性・創造性の育成を図るため、産業教育に関する全国レベルのコンテストや研究発表等で全国上位を目指す取組等を支援します。

イ 能力開発の充実

【現状と課題】

本県の職業能力開発は、県が周南市及び下関市に設置している高等産業技術学校[※]と、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置している山口職業能力開発促進センター（ポリテクセンター山口）において、主にもものづくり系の訓練として離職者訓練や学卒者訓練を実施しているほか、民間教育訓練機関[※]等を活用した多様な職業訓練を行っています。

産業構造の変化が進む中、産業界のニーズに応じた人材育成を行うとともに、労働者個人が主体的に職業生活設計を行い、職業選択や能力開発を適切に行うことができるよう労働者の自発的なキャリア形成を支援することが求められています。

【取組内容】

○ 産業界のニーズに応じた人材育成

求職者の職業能力開発を促進するため、地域産業の人材ニーズに対応した基礎的な技能・技術を習得させる職業訓練の充実を図るとともに、介護、子育て、IT等の需要が高まっている分野の人材育成を、民間教育訓練機関等を活用し、積極的に進めます。

○ 労働者の自発的なキャリア形成への支援

- ・ 国の相談制度、教育訓練給付制度[※]等の周知に努め、その活用を促進します。
- ・ 公共職業訓練の訓練生へのキャリアコンサルティング[※]の実施と、ジョブ・カード制度[※]の活用により、訓練受講者に対する就職支援の充実を図ります。

② 県内就職の促進等による就労支援の充実

ア 新卒者等に対する就職支援

【現状と課題】

県内高等学校・大学等の新卒者就職率は、現在、過去最高水準で推移していますが、若者の就職時の県外流出に歯止めをかけ、本県の産業を支える人材を確保するためには、県内就職を促進することが必要です。

【取組内容】

○ 高校生の県内就職への支援

- ・ 高等学校に就職サポーター[※]等を配置し、ガイダンス、求人開拓、マッチングを一体的に行います。
- ・ 山口しごとセンター[※]では、マッチングの強化を図るため、高等学校からの要請に応じ、キャリアカウンセラーや企業講師を派遣し、個別相談やセミナー等きめ細かな支援を行います。
- ・ 「ものづくり企業バンク」等を通じて地元企業に関する情報提供を行い、高等学校と地域や地元企業との連携を強化します。
- ・ 地元企業と生徒の出会いの場であるふるさと山口企業合同就職フェアや学校や企業、職業安定機関が参加し、学校の教育内容や企業活動等について情報交換を行う県内就職促進協議会を開催します。

○ 若者の県内就職への支援

- ・ 企業合同就職説明会を開催するとともに、就職ガイダンスの開催、就職支援サイトを活用した求人情報の提供、企業PR動画の作成・発信、業界マップ、就職ライフデザイン設計書の作成・配布等県内企業の魅力情報の提供に取り組みます。
- ・ 県内大学生の地元就職率向上を図るCOCプラス^{*}と連携し、県内及び県外に進学した大学生等の県内就職を促進するため、インターンシップ参加学生に旅費を助成するなど、県内の地域に密着した企業におけるインターンシップを総合的に推進します。
- ・ COCプラスで構築するマッチングシステム等と連携し、県内就職促進のための学内企業セミナーの開催や、県中小企業等の魅力情報の効果的な発信により、若者の県内就職を促進します。
- ・ 大学進学者やその保護者等に対する就職関連情報発信を充実させるため、高校卒業時の山口しごとセンターへの登録促進を行います。

【数値目標】

高校生の就職決定率	(2016年度) 99.1%	(2022年度) 100%に近づける。
大学生等の県内就職割合（山口しごとセンター登録者）	(2017年度) 51.1%	(2022年度) 56%超

イ 職業的自立に向けての支援

【現状と課題】

近年、雇用情勢や企業の採用動向、若者の就職意識の変化等を背景に、フリーター^{*}やニート^{*}といった若者や生活困窮者が数多く存在しており、就業構造基本調査特別集計によると、本県の2017（平成29）年におけるフリーターの数は31,400人、ニートの数は6,600人となっています。

ニート等の若者や生活困窮者が職業的自立をしていくためには、一人ひとりのニーズに合わせたきめ細かな支援を行うことが必要です。

【取組内容】

○ 職業能力の開発・向上

- ・ 高等産業技術学校における働きながら学ぶデュアルシステム訓練^{*}や山口しごとセンターと連携した企業魅力体験プログラムの実施等、就労体験を組み込んだ実践的な職業訓練に取り組みます。
- ・ 学卒未就職者や高等学校中退者・ニート等の職業能力開発を促進するため、職業訓練による支援や求職者支援制度^{*}について周知に努めます。

○ 正規雇用の促進、早期離職の防止

- ・ 正規雇用を促進するため、若者・企業双方の意向・ニーズを理解したキャリアカウンセラーが就職活動における実践力修得を目指したスキルアップセミナーを実施します。
- ・ 早期離職を予防するため、山口しごとセンターにおいて入社前後に研修を実施します。

(5) 未来を切り拓く子ども・若者の応援

①グローバル社会で活躍する人材や科学技術人材の育成

ア 自国の伝統・文化への理解促進

【現状と課題】

国際社会で活躍する日本人の育成を図るためには、郷土の伝統や文化を受け止め、その良さを継承・発展させるための教育を充実することが必要です。

【取組内容】

○ 県独自の教材活用による理解促進

伝統・文化への理解を深めるため、「山口県伝統・文化教材集」を更新し、各学校の実践がより一層充実するよう促すとともに、地域人材の積極的な関わりや、教育課程に位置づけられた継続的な取組等、好事例を発信し、普及に努めます。

イ グローバル人材の育成

【現状と課題】

国際化が急速に進展する中、国際的視点を持ち社会の様々な分野で活躍できるグローバル人材を育成することが求められています。

【取組内容】

○ 国際交流、留学支援

- ・ 世界を視野に入れて活躍している外部講師による講演や慶尚南道友好相互交流事業、慶尚南道高校生スポーツ交流事業、中国語講師招聘事業等の国際交流の実施により、児童生徒の海外に対する興味・関心を高め、自国や他国の文化への理解を深めるとともに、国際協調・協力を実践する態度の育成を目指した取組を推進します。
- ・ 留学フェアの実施や留学経費の支援等、高校生への留学支援を行います。

○ 英語の使用機会の拡大

- ・ 授業中の英語による言語活動を充実させるとともに、小学校への英語専科教員の配置を行います。
- ・ 2017（平成29）年度に新たに設置した高等学校の探究科^{*}等において、コミュニケーション能力、問題解決能力等の国際的素養の育成に向けた取組を実施します。
- ・ 県立学校ALT^{*}（外国語指導助手）の多様な場面での活用を推進します。

【数値目標】

中学卒業段階で英検 3 級程度以上の英語力をもつ中学生の割合	(2017 年度) 37.9%	(2022 年度) 50.0%
高等学校卒業段階で英検準 2 級程度以上の英語力をもつ高校生の割合	(2017 年度) 37.6%	(2022 年度) 50.0%

ウ 理数教育の推進

【現状と課題】

科学技術に関する世界的な競争がこれまで以上に激化しており、次代を担う科学技術系人材の育成が不可欠となっているため、児童生徒の科学技術、理科、数学・算数への関心・素養を高め、理数好きの子どもたちを増やすなどの裾野の拡大が必要です。

【取組内容】

○ 課題研究の充実

「小学校理科指導のポイント集」、「5分間の気付いて学ぶ活動で変える理科の授業づくり」の活用促進や、理数科又は探究科設置高等学校における大学やJAXA[※]等、外部専門機関と連携した理数課題研究の実施等により、授業等における体験的・探究的活動の充実を図ります。

○ 校種間連携・学校間連携の強化

大学と連携し、高校生が講師として参画する小・中学生対象の科学教室の開催や理数教育推進拠点校（理数科又は探究科設置高等学校）が連携して取り組む活動の実施等により、校種間連携・学校間連携を強化します。

○ 全国大会等への挑戦

やまぐちサイエンス・キャンプ[※]や探究学習成果発表大会、「科学の甲子園」山口県大会、国際科学オリンピックへの参加促進に向けたセミナー等の開催により、生徒同士が高め合う場、成果を披露する場を提供します。

【数値目標】

やまぐちサイエンス・キャンプの参加高校生数	(2017年度) 79人	(2022年度) 100人
-----------------------	-----------------	------------------

② 地域で活躍する若者の応援

ア 県内大学等の魅力向上

【現状と課題】

18歳人口の減少に加え、本県では、特に若者の進学や就職等による県外への流出が続いていることから、大学の魅力発信や地域貢献等の取組が求められています。

【取組内容】

○ 大学リーグやまぐち[※]の取組

県内全ての大学・短大等が相互に連携し、また、県や地域と協働しながら、活力ある県づくりの推進力となる人材の育成、若者の県内定着に取り組んでいくため、「大学リーグやまぐち」を設立し、県内大学・短大等の魅力向上や地域貢献力の一層の発揮に努めるとともに、若者の県内定着の促進、地域社会に貢献できる人づくりに取り組みます。

イ 高度産業人材の育成

【現状と課題】

本県は、瀬戸内海沿岸地域を中心とする基礎素材型産業に特化した全国有数のものづくり県として発展してきたところであり、全国屈指の「せとうち・ものづくり技術基盤」を育んできました。

しかしながら、近年では、石油・石化製品の国内需要の減少や経済のグローバル化によるコスト競争の激化等、コンビナートを取り巻く環境は厳しさを増してきており、人口減少や高齢化が全国よりも早く進む本県においては、技術基盤を支える人材を継続的に育成・輩出することが求められています。

【取組内容】

○ 山口県産業技術センターの技術支援を通じた中小企業の中核的な技術人材の育成

共同研究等の充実や技術移転の推進、技術者養成研修の充実、製品開発を企画段階から支援するものづくり支援チームの設置、活動推進等、産業技術センターの技術支援を通じて中小企業の中核的な技術人材の育成を推進します。

ウ 県外人材の県内への就職の促進

【現状と課題】

人口減少を抑制、地域経済を活性化し、地域活力を維持・創出するため、都市圏をはじめとする、県外在住者の県内への就職の促進に取り組む必要があります。

【取組内容】

○ 県内企業・就職情報の提供

- ・ 県内就職希望者の相談対応、情報提供や職業紹介業務を行うため、やまぐち暮らし総合支援センター（山口、東京、大阪）にアドバイザーを設置します。
- ・ 県外に進学した大学生等の県内就職の促進のため、県外の大学等と就職支援協定を締結し、県内企業・就職情報を提供するとともに、県内企業におけるインターンシップの総合的な推進を行います。

○ マッチング機会の創出

県内企業と県外在住者とのマッチング機会の提供・支援を行うため、国と連携し、県内外での就職説明会、近隣県での出張就職相談会の開催や女子学生の県内就職を促進するための就職ガイダンスを開催します。

エ 創業支援

【現状と課題】

創業は、県内企業の大多数を占め、雇用の大きな受け皿である中小企業の源泉となるものであり、創業が促進されることにより、地域経済の活性化や雇用の場の創出が図られます。

開業率が廃業率を下回っている現状では、地域経済の活性化や、地域雇用の確保の観点からも一層の創業の促進が重要です。

【取組内容】

○ 創業支援の充実

- ・ 県内の女性や首都圏在住者を対象に、女性創業セミナーや首都圏在住者向け創業セミナーを開催するとともに、首都圏在住者向け創業セミナーの受講者が、県内での創業希望地を視察する際、旅費等の一部を補助します。
- ・ 創業予定者の求めに応じて、専門家（中小企業診断士、税理士等）を派遣し、創業に関する相談体制を充実するとともに、中心市街地で創業者や創業を志す者に対する情報支援の場の提供や、実践的な支援を行います。
- ・ 融資利率等を優遇した融資制度やビジネスプランのブラッシュアップ支援により創業者を支援します。

オ 中山間地域づくりで活躍する人材の育成

【現状と課題】

中山間地域では人口減少や高齢化の進行により、地域の担い手が不足し、集落の共同作業の継続が難しくなるなど、既存の集落単位の取組だけでは、地域を維持することが困難となる地域も生じています。

中山間地域を支えてきた世代の交代期を控え、地域づくりを支える新たな担い手の確保・育成が急務となっています。

【取組内容】

○ 地域おこし協力隊[※]の導入

住民主体の地域づくり活動を進める上で中心となる、地域づくりリーダーを確保・育成するため、スキルアップのための研修の充実を図るとともに、新たな地域づくりの担い手として期待される地域おこし協力隊の導入促進を図ります。

③ 次世代競技者、若手芸術家等の育成

ア 次世代競技者の育成

【現状と課題】

2011（平成23）年に開催した「おいでませ！山口国体」において競技力向上対策に取り組んだ結果、総合優勝を果たすなど大きな効果を上げたところですが、その後の国体総合成績は低下傾向にあり、競技水準の向上に向け、有望なジュニアアスリートの早期発掘を進め、一貫した育成強化体制の充実、指導者の資質向上、スポーツ医・科学サポート体制の充実により、長期的・計画的な選手の育成・強化を図ることが必要です。

【取組内容】

○ 選手・指導者の育成

- ・ 競技力向上の中核的組織である競技力向上対策委員会を中心に、県体育協会、競技団体、学校体育の関係団体等との更なる連携により、ジュニア期からの計画的な選手の育成・強化を図るとともに、本県の競技特性や競技団体の組織体制に応じた中・長期的な支援を行います。
- ・ 多くの子どもたちが挑戦したい競技や適性にあった競技を見つけ、高いレベルでスポーツに取り組めるよう、ジュニア世代を対象にした多競技種目を経験させるプログラムや、日本スポーツ振興センターや日本オリンピック委員会等と連携した、競技を特化した専門的なプログラムを実施するなど、将来の山口県を担う有望なアスリートを早期に発掘し、育成するタレント発掘事業を推進します。
- ・ ジュニアの競技スポーツクラブに対する支援や強化拠点校の指定による強化、アスリートの合宿、遠征等の強化活動への支援等、本県独自のトップアスリートの発掘・育成体制の充実を図り、長期的・計画的な選手育成強化を行います。
- ・ 本県のスポーツをリードする競技活動を支援するため、全国から招へいしたトップクラスの選手・指導者等の活用に努めるとともに、豊かな競技経験や知識を有する選手が、将来、本県の指導者として活躍し、次代を担う少年選手に経験や知識を還元できるよう、指導者の育成スタイルを確立します。
- ・ 指導者の資質向上のため、県体育協会や競技団体、学校体育の関係団体等と連携し、高度な専門的知識・指導技術の習得や指導者としての倫理・社会規範に関する意識の啓発を図るための研修会・講習会を開催するとともに、日本体育スポーツ協会の公認スポーツ指導者資格等の取得を支援します。

イ 若手芸術家等の活躍支援

【現状と課題】

地域文化の担い手減少が顕著となっており、特に40代以下の中堅層を含めた若手の担い手確保が課題となっています。

【取組内容】

○ 若手芸術家等の活躍支援

国内外で活躍している本県ゆかりの若手芸術家等に対し、教育の充実、研修への支援、能力を発揮する機会の充実等を図り、その活動を支援します。

2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

(1) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

① ニート、ひきこもり、中途退学の子どもの若者の支援

ア ニート等の若者の支援

【現状と課題】

就業構造基本調査によると、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したがみつからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られます。

【取組内容】

○ 地域若者サポートステーション*による取組の支援

- ・ 県内4箇所を設置されている「地域若者サポートステーション」において、臨床心理士による心理カウンセリングの実施や、職場体験をはじめとする職業意識の啓発等の機能強化を図るとともに、支援対象者への進路決定後のフォロー等の取組を支援します。
- ・ 「地域若者サポートステーション」の事業を円滑に実施するため、就労支援機関、保健・福祉機関、教育機関、行政機関等による若者自立支援ネットワーク会議を開催し、支援に向けた取組を検討します。

イ ひきこもりの支援

【現状と課題】

2015（平成27）年12月に実施された内閣府の調査によると、15歳～39歳の広義のひきこもり（「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「自室からほとんど出ない」に該当する者）の全国の推計数は54.1万人であり、人口比で割り出した本県の推計値は、約5千人になります。

【取組内容】

○ ひきこもり地域支援センター*等による取組の推進

「山口県精神保健福祉センター」に設置した「ひきこもり地域支援センター」を技術的中核機関とし、技術支援や情報発信、専門研修等を行うとともに、各保健所を地域拠点（サテライト）と位置付け、圏域ネットワーク会議の開催による地域の関係機関の連携強化や家族教室の開催等により、ひきこもり本人やその家族に対する総合的な支援を推進します。

ウ 高等学校中途退学者の支援

【現状と課題】

公立高等学校における生徒1,000人当たりの中途退学者数については、一貫して全国平均を大きく下回って推移し、退学者自体も減少傾向にあります。

【取組内容】

○ 中途退学の未然防止

新入生の入学後、速やかに中学校と情報交換を行い、入学直後の学校不適應等の未然防止を図るとともに、入学後の生徒の中途退学問題や不登校等、学校不適應については、事例に即して、出身中学校と連携を図り、生徒の適切な指導・援助に努めます。

○ 中途退学者への支援

- ・ 高等学校中退者等に対し、退学後の学び直しや就職に関する情報提供を行うとともに、退学後も定期的に連絡を取ったり、状況に応じて就職先を訪問したりするなど、継続的な関わりを続けます。
- ・ 高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、卒業までの間（最長2年）、授業料の支援を実施し、高等学校等における就学継続の支援に努めます。

② 障害等のある子ども・若者の支援

ア 特別支援教育の推進

【現状と課題】

本県では、「山口県特別支援教育ビジョン」及び実行計画に基づき、各学校等の基礎的な体制を整備するとともに、地域の特別支援教育の中核的役割を担う特別支援教育センター[※]等を設置するなど、各地域におけるきめ細かな相談支援体制を構築してきました。

また、各学校等では、個別の教育支援計画[※]や個別の指導計画[※]の作成、校内委員会や事例検討の実施等、障害のある幼児児童生徒への適切な指導支援の充実に努めています。

今後、障害のある幼児児童生徒が、将来の夢や希望、思いや願いを実現できるよう、個性や可能性を最大限に伸ばして、より主体的、積極的に地域や社会に参画していくためには、特別支援教育の質の更なる向上が不可欠です。

更に、共生社会の実現には、障害のある人とない人がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システム[※]の構築や、教育と福祉・保健・医療・労働等が連携した切れ目のない支援体制づくりを推進するとともに、広く県民に障害及び障害のある人への一層の理解を促進することが重要です。

【取組内容】

○ 総合支援学校における教育の充実

- ・ 障害の多様化に応じた弾力的な教育課程の編成や個別の指導計画を活用した授業改善、山口県特別支援学校技能検定「きらめき検定」の実施や新たな職業学科の設置等によるキャリア教育等の充実を進めます。
- ・ 総合支援学校間の連携強化やより身近な地域で専門的な教育が受けられる体制づくりに努めます。

○ 高等学校等における特別支援教育の充実

- ・ 校内委員会の活性化や校内コーディネーターの専門性向上、教職員の特別支援教育へ

の理解を一層深め、全校による指導・支援体制を進めます。

- ・ 特別な教育的支援を必要とする生徒への「通級による指導」の導入、特別支援教育センター等との連携によるICT機器を活用した「分かりやすい授業づくり」等、指導方法の工夫・改善や進路指導の充実に向けた取組を進め、高等学校等における特別支援教育の充実を図ります。

○ 小・中学校における特別支援教育の充実

個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用の一層の促進、特別支援教育の視点を取り入れた通常の学級の授業改善を進めるとともに、市町教育委員会や特別支援教育センター等と連携した校種間での支援の継続に努め、小・中学校における多様な学びの場の充実と相談支援の実効性の向上を図ります。

○ 早期からの切れ目ない支援体制の充実

総合支援学校と市町教育委員会、医療、保健、福祉等が連携した早期からの教育相談の充実や、幼稚園等における個別の教育支援計画の作成と活用を通じた関係機関のネットワークによるきめ細かな就学相談に努めるとともに、保護者や教職員の就学や進学等に関する理解を一層促進し、早期からの一貫した支援の充実を図ります。

○ 特別支援教育を推進する体制の充実

すべての教職員の特別支援教育の実践力向上の取組を進めるとともに、コミュニティ・スクールの仕組みを生かした交流及び共同学習やスポーツ活動等の推進、特別支援教育フェスティバルや研修会等の開催により、地域への「心のバリアフリー」の理解を一層促進し、共生社会の実現に積極的に参画することのできる人づくりに努めます。

【数値目標】

総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	(2017年度) 94.6%	(2022年度) 100%に近づける。
------------------------	-------------------	------------------------

イ 障害者スポーツ・文化芸術活動の振興

【現状と課題】

スポーツや文化芸術面での身近な障害者の活躍が広がることは、障害者スポーツの観戦、障害者アートの鑑賞を通じた障害のある人への共感、敬意や障害への理解促進に繋がるほか、障害のある人とない人とがともにスポーツや文化芸術を体験することでの交流の拡大にも繋がっていきます。

2020年東京パラリンピックに向けて、スポーツや文化を通じた気運醸成を図るとともに、障害のある人のスポーツ・文化芸術活動がより推進されるよう、「山を高く」、「裾野を広く」の両面を目指した環境整備と一層の支援を推進していく必要があります。

【取組内容】

○ 障害者スポーツの推進

- ・ キラリンピック（山口県障害者スポーツ大会）への参加資格拡大や、競技種目の追加等により、幅広い年代の障害のある人が参加できるよう取組を推進します。
- ・ パラリンピックやデフリンピック、その他国際大会への出場を目指す障害者アスリートに対し、県・企業・県民が一体となって支援する「やまぐちパラアスリート育成ファンド」の運営等を通じて育成強化を図ります。

○ 文化芸術活動の充実

- ・ 障害者芸術文化祭の開催、「県庁あいサポートギャラリー」の設置等により、障害のある人の創作活動等の発表の場と芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、県民が障害のある人の芸術文化にふれる機会を提供することで、障害のある人との交流を促進します。
- ・ 障害者アートの持つ魅力や可能性を伝えることを目指し、展示会やセミナーを実施して普及啓発を図ります。

【数値目標】

障害者文化芸術祭応募作品数	(2017年度) 315点	(2023年度) 375点
---------------	------------------	------------------

ウ 障害児や発達障害のある子ども・若者の支援

【現状と課題】

障害児や、近年認知度が高まった発達障害児（者）については、成長段階や障害の特性等に応じた支援ニーズが多様化しており、ライフステージに応じた切れ目のない、家族等も含めた支援を地域の身近な場所で受けられる体制の整備が求められています。

改正障害者総合支援法や改正発達障害者支援法等の施行を踏まえた障害児支援、発達障害児（者）支援の一層の充実を含め、相談支援体制の強化や質の向上を図っていく必要があります。

【取組内容】

○ 障害児支援の充実

- ・ 医療・保健・福祉・教育等の関係機関によるネットワークの活用を図りながら、療育[※]相談会を開催するなど、心身障害のある乳幼児の早期発見、早期療育を推進します。
- ・ 障害のある幼児や家族が身近な地域で適切な療育サービスを利用できるよう、児童発達支援[※]や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援事業等、サービス提供体制の整備を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な障害のある幼児、子どもに対して、地域における実態把握や支援体制整備の方向性を協議し、適切な支援が行えるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携促進に努めます。

○ 地域支援体制の確立

- ・ 発達が気になる子どもを含め、障害のある子どもを持つ家庭が地域の中で不安を抱え

たまま孤立しないよう、療育サポート機関と連携し、療育相談の充実を図ります。

- ・ 発達障害児（者）に対する支援を総合的に行う拠点機関である山口県発達障害者支援センター*において、発達障害児（者）やその家族、支援者に対し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに応じた相談支援、発達支援、就労支援等を行います。

○ 教育・就労支援の推進

- ・ ふれあい教育センターを中核として、発達障害のある児童生徒に対する教育面における相談支援体制の充実を図ります。
- ・ 発達障害のある児童生徒を対象とした、良好な人間関係作りや企業等での就労体験の実施を支援することで、本人の可能性を引き出す機会を確保するとともに、地域社会における発達障害に対する理解促進を図り、発達障害児（者）を支える体制づくりを促進します。

○ 情報提供・普及啓発

- ・ 発達障害の診療を行っている医療機関や身近な地域での相談窓口について、県ホームページに公開するなど情報提供を行います。
- ・ 発達障害に関する県民の理解が深まるよう、「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)や、市町、山口県発達障害者支援センター等が主催するセミナー等の普及啓発活動の促進を図ります。

【数値目標】

発達障害者支援センターによる相談支援件数	(2016年度) 1,758 件	(2020年度) 1,950 件
----------------------	---------------------	---------------------

エ 障害者に対する就労支援

【現状と課題】

働く意欲のある障害のある人がその能力や適性に応じていきいきと働き、自立した生活を送ることができるよう、就労への円滑な移行促進、ニーズに応じた職業訓練や適性に応じた職種のマッチング、受注拡大や就労先の確保に取り組む必要があります。

また、在職障害者の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労後の職場定着支援に取り組んでいく必要があります。

更に、障害者雇用促進法の改正による2018（平成30）年4月における法定雇用率の算定基礎への精神障害者の追加等、様々な課題に対応するため、就労支援に向けた取組を進めていく必要があります。

【取組内容】

○ 一般就労への移行支援・定着支援

- ・ 障害者就業・生活支援センター*の活動の充実を図り、障害のある人の就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施することにより就労を促進するとともに、労働局等の就労支援関係機関と連携し、職場での定着が図られるよう支援します。
- ・ 就労移行支援事業所から一般企業等への就労を促進するため、就労支援員、職業指導

員等の就労支援の担い手となる職員を対象とした事例検討会、研修会を開催し、事業所の一般就労への支援力向上を図ります。

○ 福祉的就労における支援

「山口県工賃向上計画（第2期）（2015～2017年度）」の実績を踏まえ、「山口県工賃向上計画（第3期）（2018～2020年度）」を策定し、就労継続支援B型事業所の更なる工賃向上に向けた取組を推進します。

○ 障害特性に応じた就労支援

- ・ 精神障害や発達障害に対する正しい理解を促進するなど、多様な障害の特性に応じた支援の充実を図ります。
- ・ 総合支援学校の生徒一人ひとりの希望や適性と企業ニーズとのマッチングの促進及び学校と企業、関係機関との連携を図るため、総合支援学校に就職支援コーディネーター^{*}を配置し、現場実習先の確保や開拓等、就職に向けた支援を行います。

【数値目標】

就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	(2016年度) 176人	(2020年度) 229人
-----------------------	------------------	------------------

オ 慢性疾病を抱える児童等や難病患者の支援

【現状と課題】

「児童福祉法」及び「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上等を目的として、医療費等の助成や難病医療ネットワーク体制の強化等の取組を実施しています。

【取組内容】

○ 難病医療提供体制の整備・充実

- ・ 重症難病患者に対し、必要な入院医療や在宅医療が提供できるよう、保健・医療・福祉関係者等との連携により、難病医療ネットワーク体制を強化し、協力病院の確保、在宅人工呼吸器等を使用する難病患者等の災害緊急時の対応の充実を図ります。
- ・ 県内全域を対象とした医療の相談窓口として、山口大学医学部附属病院内に設置している「難病対策センター」において、難病医療の専門的助言や重症難病患者の広域的な医療調整、在宅医療を支える難病医療従事者研修を行うなど、難病患者が安心して質の高い医療を受けられる医療提供体制の整備を推進します。

○ 難病患者の自立支援の推進

難病及び小児慢性特定疾病の患者の中には、就労可能な状況にありながら、病気のために就労の機会を失うことが少なくないことから、就労や自立に向けた環境を整備し、就労・自立活動を支援することにより、難病患者の自立の促進を図ります。

③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援や未然防止活動

ア 非行防止、相談活動等

【現状と課題】

2017（平成29）年中の本県の刑法犯少年^{*}は352人（前年比18人：4.9%減）、特別法犯少年^{*}は48人（前年比11人：18.6%減）で、ともに2年連続で減少しました。

刑法犯少年の特徴としては、万引き、自転車盗等の窃盗犯が約6割を占めており、また、約6割が中・高校生となっています。

少年人口の減少に伴い、非行少年の検挙・補導人員は減少傾向にあるものの、いじめ問題や、少年が被害者や加害者となる児童ポルノ製造事件が高水準で推移するなど、少年の非行防止と被害防止の両面において適切な対策を講じる必要があります。

【取組内容】

○ 少年サポートセンターによる活動

県内3か所の「少年サポートセンター」に配置している女性の少年警察補導員や警察官が中心となって、街頭補導や相談等を行い、少年の非行防止を図ります。

○ 少年警察ボランティア等による活動

少年の非行・被害防止のために少年の見守り活動を行う少年警察ボランティアや風俗環境が及ぼす影響から少年を守るための諸活動を行う少年指導委員、学校における安全対策、非行防止対策等を行う少年安全サポーター等、様々な関係者の活動により、地域ぐるみで少年の健全育成や非行防止活動を推進します。

○ 少年リーダーズによる活動

同世代の少年の規範意識の高揚、啓発を推進するため、学校と連携して中・高校生及び大学生が、万引き防止活動であるC・C作戦（チェック&チェック作戦）や駅等の環境美化活動、広報啓発活動等を実施します。

イ 薬物乱用防止対策

【現状と課題】

2017（平成29）年中に薬物乱用で検挙・補導された少年は1人であり、2007（平成19）年以降、減少傾向となっています。

【取組内容】

○ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の開催

山口県薬物乱用対策推進本部が中心となり、県下の小・中・高等学校や大学、高等専門学校、専修学校の児童生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

④ 子どもの貧困問題への対応

【現状と課題】

2016（平成28）年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は、2015（平成27）年で13.9%となっており、特に、子どもがいる現役世帯のうち、大人が一人の世帯の貧困率は50.8%と大変厳しい状況です。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。

【取組内容】

ア 教育の支援

○ 学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開

学校を窓口として、貧困家庭の子どもたち等を早期の段階で生活支援や福祉制度に繋げていくことができるよう、県の相談窓口の中核であるやまぐち総合教育支援センターやスクールソーシャルワーカーによる学校支援を充実するとともに、ケースワーカー、医療機関、児童相談所、要保護児童対策地域協議会等の福祉部門と教育委員会・学校等との連携強化を図ります。

○ 就学支援の充実

- ・ 就学援助費補助について、国において就学援助の実態に応じた補助金の充実が図られるよう働きかけるとともに、市町において適切に実施されるよう情報提供等に努めます。
- ・ 生活保護世帯等に対し必要な経済的支援を行います。
- ・ 高等学校等就学支援金制度により、授業料負担の軽減に努めるとともに、高校生等奨学給付金制度により、授業料以外の教育費負担の軽減に努めます。
- ・ 私立高等学校等が行う授業料等減免事業に対して補助を行い、私立高校生等のいる低所得世帯の経済的負担の軽減を図ります。

○ 大学等進学に対する教育機会の提供

向学心に富み有能な素質を持ちながら、経済的な理由により修学が困難な学生に対する支援のため、山口県ひとづくり財団を通じた奨学金の貸与に努めます。

○ 生活困窮世帯等への学習支援

生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの学習・進学意欲の向上や、親の教育不安の解消を図るため、学習支援事業を行います。

イ 生活の支援

○ 子どもの居場所づくりの支援

- ・ 日頃から親と過ごす時間も限られ、家庭内でのしつけや教育等が困難なひとり親家庭の子どもに対し、貧困の連鎖を防止する観点から、放課後児童クラブ*等の終了後に、

基本的な生活習慣の習得を促し、学習の支援、食事の提供等を行う市町を支援します。

- ・ 子ども食堂等、民間が主体となっていて行っている取組も含め、子どもの居場所づくりを持続可能なものとするため、必要な食材を円滑かつ効率的に提供できる体制の整備やボランティアの養成等、運営上の課題解決に向けた支援を行います。

○ 保護者の生活支援

複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた相談支援等を実施するとともに、必要に応じて医療機関、児童福祉関係者、母子保健関係者、労働関係者、教育委員会等の関係機関と連携し、包括的な支援を行います。

○ 子どもの就労支援

- ・ ひとり親家庭の子どもや児童養護施設^{*}等の退所児童等に対する就労支援として、母子家庭等就業・自立支援センター^{*}において、就業相談、就業情報の提供を行います。
- ・ 児童養護施設等の退所児童等が就職するにあたり、運転免許を必要とする場合の運転免許取得費用の一部を助成するとともに、就職後円滑に自立できるよう家賃相当額や就職に対し必要な資格取得費の貸付を行います。
- ・ 措置解除後、就労等に行き詰まった22歳までの者に対し、自立支援計画を策定し、支援を受ける間の生活費等を支給するなど、自立に向けた支援を行います。

○ その他の生活の支援

- ・ 母子父子寡婦福祉資金等のメニューである住宅資金や転宅資金の貸付を通じて、ひとり親家庭の住宅支援を行います。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失又はそのおそれのある者に住居確保給付金を支給します。
- ・ 母子世帯、父子世帯及び多子世帯について、県営住宅に係る優先入居を行うほか、子育て世帯等の民間賃貸住宅の円滑な入居に係る情報提供や相談等を行います。

ウ 保護者に対する就労の支援

○ 保護者の就労支援

- ・ 母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談や就業情報の提供を行います。
- ・ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金により、資格取得を促進し、ひとり親家庭の就業支援を行います。
- ・ 生活困窮者や生活保護受給者の就労促進を図るため、就労支援員による支援や、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、就労の準備段階の者への支援等きめ細かい支援を実施します。
- ・ 生活保護受給者の就労や自立を促すため、積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなった者への就労自立給付金の支給を行います。

エ 経済的支援

○ 生活保護世帯の子どもの進学時の支援

- ・ 高等学校等に進学する生活保護世帯の子どもの対象に、入学料、入学検査料等を支給するほか、生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学に必要な経費に充てられるものは、収入として認定しないよう取り扱います。
- ・ 大学等に進学することにより自立する者に対して、新生活の立ち上げ費用として進学準備給付金を支給します。

【数値目標】

子どもの居場所づくり実施市町数	(2017年度) 1市	(2022年度) 5市町
-----------------	----------------	-----------------

⑤ 自殺対策のほか特に配慮が必要な子ども・若者の支援

ア 自殺対策

【現状と課題】

本県の自殺者数は、2009（平成21）年の409人をピークに2016（平成28）年は218人に減少し、また、自殺死亡率も、2016（平成28）年は15.8人と全国の16.8人より低くなっていますが、依然高い状況が続いており、今後もより一層の自殺対策の充実強化を推進していく必要があります。

【取組内容】

○ 正しい知識の普及

「自殺や多重債務、うつ病等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念から脱却することや、自殺に追い込まれるのは「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めること等の対応方法の普及、予防教育を実施します。

○ 人材養成

- ・ 自殺の背景となる様々な悩みや困難を抱えている人の問題に応じて、相談機関と連携して適切な支援先に繋ぐとともに、相談援助を行う者の対応技術の向上を図ります。
- ・ 若者から高齢者までより多くの人に、身近な人の心身の不調や自殺サインに「気づく→かかわる→繋ぐ→絆を保つ」という関わりができるゲートキーパー*を養成します。

○ ハイリスク者への支援

自殺未遂者は、再び自殺を企図する可能性が高いことから、救急医療機関等で治療を受けた自殺未遂者やその家族に対し、地域の関係機関が連携して支援します。

○ アフターケアによる予防

自殺が生じた場合、家族や周囲の人に与える影響を最小限にとどめ、自死遺族が身近で相談や支援を受けることができるよう、地域ぐるみでの支援体制を充実します。

○ 地域の関係機関等との連携強化

悩みや困難を抱えている人に、身近な人が気づき、地域の支援者に繋ぎ、地域で支援するため、地域における関係機関の連携を強化します。

【数値目標】

自殺死亡率（人口 10 万人当たり自殺者数）	(2015 年) 20.0	(2026 年) 14.0 以下
------------------------	------------------	---------------------

イ 性の多様性についての理解促進

【現状と課題】

性的指向^{*}に関して、「男性が男性を、女性が女性を好きになる」ことに対しては、根強い偏見や差別があり、苦しんでいる人々がいます。また、からだの性とところの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされるなどして苦しんでいる人々がいます。

こうした性的指向や性自認^{*}・性同一性障害^{*}を理由とする偏見や差別をなくし、理解を深めることが必要です。

【取組内容】

○ 啓発の推進と相談支援

- ・ 性の多様性について県民の正しい理解と認識が深まるよう啓発に努めるとともに、児童生徒に対するいじめを防止するため、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ・ 性同一性障害等に悩んでいる人、また、家族など身近な人のことで相談を希望する人に対しては、精神保健福祉センター及び各健康福祉センターで相談を受け付け、専門機関を紹介するなど、必要な支援に努めます。

⑥ 関係機関の連携や相談体制の充実

【現状と課題】

子ども・若者を取り巻く環境はそれぞれ異なるため、抱える困難な状況もそれぞれ異なります。こうした困難を抱えた子ども・若者に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな支援が必要であり、関係機関の連携が強く求められています。

【取組内容】

○ 関係機関の連携

子ども・若者育成支援推進法に基づき設置している山口県子ども・若者支援地域協議会において、関係機関との連携を図るとともに、住民に身近な市町での関係機関の連携促進を支援します。

○ 相談体制の充実

内閣府が開催しているアウトリーチに携わる人材等の養成を目的とした研修会につい

て、山口県子ども・若者支援地域協議会の構成員、NPO、市町に情報提供を行うとともに、市町に対して時勢に即した青少年問題に関する研修会を実施します。

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

① 児童虐待防止対策

【現状と課題】

2016（平成28）年度の本県の児童相談所における児童虐待相談対応件数は551件と2年連続で過去最高件数を更新するなど、児童虐待が後を絶たない状況となっており、子どもを守る取組の更なる強化が求められています。

【取組内容】

○ 切れ目のない支援体制の整備

- ・ 関係機関で構成する山口県要保護児童対策地域協議会において、発生予防から保護・自立支援に至る総合的な家庭支援システムの整備充実を図ります。
- ・ 児童虐待防止推進月間（11月）におけるオレンジリボンキャンペーンの実施等により、児童虐待の発生防止や県民の通告義務等に関する普及啓発を図ります。

○ 市町の児童相談体制の充実強化

- ・ 市町要保護児童対策地域協議会の調整機関担当者に対する義務研修の実施等により協議会の機能強化を支援します。
- ・ 市町が子どもの最も身近な場所において、子ども家庭相談や在宅支援、継続的なソーシャルワーク業務等を行うための子ども家庭総合支援拠点の設置に向けて、児童相談所による業務のスキルアップ等、必要な支援を行います。

○ 児童相談所の専門的機能の強化

- ・ 「山口県福祉総合相談支援センター※」を整備し、相談支援機能の高度化・専門化を図るなど、子ども等への相談支援体制を充実・強化します。
- ・ 一時保護所※について、定員の増員や居室の個室化等により機能を拡充し、要保護児童に対する支援体制を充実・強化します。
- ・ ケースへの組織的な対応や適切なアセスメント等を可能とするため、専門職員の増員等を図るとともに、弁護士、学識経験者等による専門的な助言・指導による処置困難ケースへの対応等、児童相談所における専門的機能の充実強化を行います。

○ 児童養護施設等による支援の充実

- ・ 児童養護施設、乳児院※、児童心理治療施設※、児童自立支援施設※における生活環境の改善に向けた整備や自立支援機能の充実を図ります。
- ・ 虐待を受けた子どもの心のケアが適切に図られるよう、施設職員の支援技術向上のための取組を進めるなど、児童養護施設等における専門的な支援体制の充実を図ります。
- ・ 社会的養護で育った子ども等に対し、自立に向けた経済的な支援体制を整備するとと

もに、児童養護施設等を退所後も一定の支援が必要な場合等には、就労等の支援を行う自立援助ホーム*での生活を通じて社会的自立を支援します。

- ・ 児童養護施設等のソーシャルワーク機能の強化等により、家庭支援や地域支援の充実を図ります。
- ・ 被措置児童等虐待防止のため、児童養護施設等に対する適切な体制整備についての指導を行うとともに、施設職員に対して対応マニュアルの周知徹底を図ります。

○ 家庭的な養育環境における養護の推進

- ・ 児童相談所の里親相談支援員や乳児院、児童養護施設の里親支援専門相談員の連携による里親の登録からアフターフォロー、委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を行います。
- ・ 里親やファミリーホーム*が、質の高い養育を提供できるよう、スキルアップ研修を実施するなど、養育能力の向上を図ります。
- ・ 子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設等の小規模化・地域分散化を進めるとともに、里親等への委託を一層推進するなど、社会的養護の体制整備を計画的に推進します。
- ・ 家庭復帰が望めない子どもには、特別養子縁組等による永続的解決を目指した児童相談所による支援の実施や民間あっせん事業者が行う取組への助成等を行います。

【数値目標】

里親委託率	(2017年度) 18.8%	(2022年度) 24.6%
-------	-------------------	-------------------

② 児童ポルノ被害対策や犯罪被害に遭った子ども・若者とその家族等への対応

【現状と課題】

2017（平成29）年中の児童ポルノ事件の検挙件数は32件、検挙人員は24人、被害者数は17人となっており、スマートフォンの急速な普及等により、インターネットの利用環境が大きく変化したこと等を背景に、少年が被疑者又は被害者となる児童ポルノ事犯が依然高水準で推移しています。

【取組内容】

○ 啓発の推進

児童ポルノ被害防止広報用マンガを県警のホームページに掲載するなど啓発活動を行うとともに、犯罪被害者が、相談内容によって適切な機関へ相談できるよう相談窓口を周知します。

3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の構築

① 家庭の教育力向上等による保護者等への積極的な支援

【現状と課題】

少子化や核家族化の進行、地域の繋がり希薄化等、家庭教育を支える環境が大きく変化している中、子どもの学びや育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、家庭教育を支えていくことが重要であることから、家庭教育に関する意識啓発・情報提供や学習機会の提供に取り組んできました。

また、家庭教育に関する相談や支援に当たることのできる「家庭教育アドバイザー^{*}」の養成を行い、養成講座修了者や教員OB等で構成される「家庭教育支援チーム」が、2017（平成29）年度末には全市町に設置されました。

今後は、学校と地域が一層、連携・協働することにより、地域の人と人との繋がりの中で、切れ目のないきめ細かな家庭教育支援が行われるような体制づくりを進める必要があります。

【取組内容】

○ 意識啓発・情報提供の推進

- ・ 「やまぐち家庭教育支援強化月間（10月）」を中心とした「家庭の元気応援キャンペーン」を展開し、家庭教育に関する意識啓発・情報提供を一層推進します。
- ・ 保護者向けリーフレット「夢をはぐくむ家庭の元気」の活用等により、「家庭教育5つのポイント」の周知を図るとともに、親子で取り組む「わが家のやくそく大募集」を長期休業の時期に合わせて実施し、家庭における取組の促進を図ります。

○ 保護者等への学習機会の提供

- ・ 家庭教育講座の学習プログラムの開発を進めるとともに、家庭教育支援チーム員の協力を得ながら、就学時健康診断等の機会を利用した保護者等への学習機会を提供します。
- ・ 中・高等学校内に、定期的に乳幼児親子が集う「子育てひろば」の開設を支援し、未来を担う若い世代が、家庭や子どもを持つことの素晴らしさを身近に感じる機会を創出します。
- ・ 企業や団体等を対象とした家庭教育出前講座^{*}の実施を推進し、今後、子育てに関わる若い社員等の積極的な家庭教育参加を促進します。

○ 地域における相談・支援体制の充実

- ・ 「家庭教育アドバイザー」の養成を進めるとともに、「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら地域の実情に応じた支援を行う「やまぐち型家庭教育支援チーム^{*}」の設置を促進し、身近な地域での切れ目のないきめ細かな相談・支援体制づくりを一層推進します。

○ 専門機関による相談・支援の充実

虐待や経済的な理由等により困難な状況にある家庭環境の改善に向け、「子どもと親のサポートセンター」に配置しているスクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図るとともに、「ふれあい教育センター」等、関係機関との連携を強化しながら、複雑・多様化する相談事例に総合的な視点で対応します。

【数値目標】

やまぐち型家庭教育支援チームを設置している中学校区の割合	(2017年度) 0%	(2022年度) 50%
------------------------------	----------------	-----------------

② コミュニティ・スクールの推進等によるやまぐち型地域連携教育の充実

【現状と課題】

2016（平成28）4月に、県内全ての市町立小・中学校がコミュニティ・スクールとなり、地域住民による授業評価やふるさと学習の実施、地域と学校が連携・協働した伝統芸能の継承等、学校運営や学校支援の充実に繋がる特色ある取組が展開されています。

中学校区単位で子どもたちの育ちや学びを見守る地域協育ネット^{*}の取組としては、地域住民による放課後の学習支援や余裕教室等を活用した子育て支援活動、学校と地域の合同避難訓練等、地域のネットワークを生かした活動が活発に行われています。

このようにコミュニティ・スクールが核となり、地域協育ネットの仕組みを生かして、子どもたちの学びや育ちを社会総がかりで支援する「やまぐち型地域連携教育」の取組の更なる充実に向けて、コミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組の質的向上はもとより、推進の核となる人材の養成や配置、研修の充実、全県への普及・啓発、家庭教育支援体制の充実等が課題となっています。

【取組内容】

○ コミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組の質的向上

- ・ 小・中学校のコミュニティ・スクールや地域協育ネットの取組に対して助言・支援を行う「地域連携教育アドバイザー」を各市町に配置します。
- ・ 「地域連携教育アドバイザー」の取組や県立学校のコミュニティ・スクールの取組に対して助言・支援を行う「地域連携教育エキスパート」を県内に2名程度配置します。
- ・ 地域協育ネットの取組を推進するため、コーディネーター養成講座の開催等を通じて、中学校区における学校や地域の団体等との連絡調整、協力者の確保等を行い、域内の多様な教育支援活動を推進する「統括コーディネーター」を養成します。

○ 地域資源を活用した、子どもたちのふるさとを愛する心の育成

地域資源を活用したふるさとの自然や歴史、産業を学ぶ活動や、子どもたちが地域活性化に向けた意見発表を行う活動等、地域課題の解決に主体的に参画する取組を推進し、子どもたちの地域への貢献意識やふるさとを愛する心を育むため、学校・地域連携カリキュラムの作成や地域との共有、活用、評価、改善の一連のサイクルを計画的・組織的

に推進します。

○ 多様な人材の参画による地域ぐるみの活動の推進

地域協育ネットの充実に向け、高校生や大学生ボランティアを含めた多様な人材の参画を促し、異年齢の子ども同士の交流や世代を越えてともに学ぶ三世代交流等の充実を図るとともに、公民館や地域の関係団体等との連携により、地域未来塾や土曜日等における多様なプログラムによる教育活動等の子どもたちの多様な体験活動を支援するなど、地域ぐるみの組織的な活動を促進します。

【数値目標】

地域協育ネットコーディネーター養成講座受 講者数（累計）	(2017年度) 259人	(2022年度) 500人
---------------------------------	------------------	------------------

③ 保育の場の確保や放課後児童の居場所づくりによる社会全体で子どもを育む環境づくり

ア 職業生活と家庭生活との両立支援

【現状と課題】

ライフスタイルや就業形態が多様化する中、男女が働きながら安心して子どもを産み育てるためには、仕事と家庭の両立支援が必要です。

【取組内容】

○ 保育の場の確保

子ども・子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の教育・保育の量的拡充と質的改善を図るため、今後、必要と見込まれる教育・保育の量とその提供体制の確保の内容や、認定こども園^{*}の設置目標、教育・保育の提供に必要な保育士等の見込数等を定めます。

○ 幼児期の教育・保育の充実

- ・ 幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・ 指定保育士養成施設の新規卒業者の確保や潜在保育士の再就職支援の取組等により、保育士の確保を図ります。
- ・ 教育・保育に係る施設整備等を支援することにより、良質な環境の確保を図ります。
- ・ 地域の中核的な役割を担う教育・保育施設である認定こども園や幼稚園、保育所と地域型保育事業^{*}や地域の子育て支援を行う者等との連携強化を図ります。
- ・ 保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、教育・保育施設と放課後児童クラブとの相互連携の促進を図ります。

イ 放課後児童クラブと放課後子ども教室※の充実と相互連携

【現状と課題】

共働き家庭等の「小1の壁※」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進める「放課後子ども総合プラン」を推進します。

【取組内容】

○ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の充実と相互連携

- ・ 就労等により昼間保護者が不在となる児童のニーズに対応するため、小学校の余裕教室や児童館等を利用した放課後児童クラブの設置を促進します。
- ・ 市町の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、福祉部局と教育委員会とが連携しながら、放課後児童クラブや放課後子ども教室の従事者や参画者の確保及び質の向上を図ります。
- ・ 放課後子ども教室と放課後児童クラブの指導者の交流機会の提供や活動プログラムの共有による連携・交流を促進し、教室とクラブが連携した放課後等の安心で安全な居場所づくりを推進します。

【数値目標】

放課後児童クラブの受入児童数	(2017年度) 15,160人	(2019年度) 15,551人
----------------	---------------------	---------------------

④ 子ども・若者の社会性・人間性を育む地域の多様な活動の推進

ア 生涯学習の推進

【現状と課題】

それぞれの個人が生涯にわたって学べる環境を整え、その成果を地域課題の解決へ役立てること等により、充実した人生の実現へと結びつけていくことが期待されています。

【取組内容】

○ 生涯学習の推進

- ・ 山口県ひとづくり財団の生涯学習推進センターが中心となって、山口図書館・山口博物館等の関係機関と連携し、総合的に生涯学習を推進します。
- ・ 生涯学習推進センターでは、生涯学習に関する相談窓口を設けるとともに、生涯学習情報提供システム「かがやきネットやまぐち」の充実、小学生から一般までを対象とする人材育成の講座等を実施します。

イ 地域で展開される活動の推進や体験・交流活動等の場の整備

【現状と課題】

全県的に環境学習を推進する「環境学習推進センター」を中心に、市町や関係団体等の学習施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や、情報の提供、教材の作成・提供、体験型学習講座の開催等、多彩な取組を展開しています。

また、障害のある人や子ども連れの人等を含む誰もが、自らの意思で自由に行動し、平等に社会参加できるよう、すべての人が利用しやすい生活環境を整えていくことが必要です。

【取組内容】

○ 環境教育・環境学習の推進

- ・ 「山口県環境学習指導者バンク」制度において、民間団体等が実施する講演会、学習会等に指導者を派遣し、環境保全活動の意識醸成と実践活動の促進を図ります。
- ・ 幼児から高校生までを対象とし、子どもたちが地域の中で、自主的に環境保全のために行う実践活動に対して、「こどもエコクラブ^{*}
- ・ 小・中・高等学校等における各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間の中で有機的な関わりをもたせて、学校における教育活動全体を通じた環境教育の推進に努めます。

○ ユニバーサルデザイン^{*}の推進

- ・ まち全体にわたる面的な広がりや連続性を確保するため、「山口県福祉のまちづくり条例」や「バリアフリー法」等に基づいた施設整備を一層促進します。
- ・ 障害のある人や子ども連れの人等が安心して外出できるよう、やまぐち安心おでかけ福祉マップ等、ユニバーサルデザインに配慮された施設を紹介する取組を推進します。

(2) 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

① スマートフォンの普及等に伴うインターネット利用への対応

【現状と課題】

内閣府が2016（平成28）年に実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、青少年の57.1%、高校生に限ると9割以上がスマートフォンを利用しています。また、青少年のスマートフォンによるインターネットの利用時間では、2時間以上の利用が60.7%となっています。

本県においても、2017（平成29）年に実施した「青少年の生活と意識に関する調査」によると、小学生の18.2%、中学生の37.3%、高校生の93.8%がスマートフォンを所有しています。

スマートフォンの急速な普及により、利便性が向上する一方で、違法・有害情報の流通や、ネットの長時間利用により実生活に悪影響が出る、いわゆる「ネット依存」と呼ばれる事例が問題となっているため、フィルタリング^{*}の一層の普及や発達段階に応じた情報モラル教育等を行う必要があります。

【取組内容】

○ フィルタリングの利用向上に向けた取組

青少年インターネット環境整備法の改正により、スマートフォン等の利用者が18歳未満の青少年である場合は、原則、事業者がフィルタリングの提供を行うことが義務づけられたことから、法改正後のフィルタリング利用状況を把握し、フィルタリングの利用向上に向けた取組を進めます。

○ 地域の相談体制の強化

P T A役員や警察職員を対象に、大手携帯電話会社が作成する映像教材やノウハウを用いた、携帯電話・インターネット使用の指導方法やフィルタリングの普及についての研修会を開催するとともに、やまぐち型地域連携教育の仕組みを活用した啓発を実施することにより、地域の相談体制を強化します。

○ 児童生徒のインターネット利用対策会議の提言に基づく取組

- ・ 「児童生徒のインターネット利用対策会議」が2015（平成27）年2月に取りまとめた「提言」を踏まえ、「家庭、地域における啓発活動等の推進」「学校における情報モラル教育の推進」「関係機関・団体の取組強化」の3つの項目について取組を推進します。
- ・ 教員、保護者、児童生徒を対象とした情報モラル研修会の開催やK Y T（危険予測トレーニング）資料を活用した対応力の育成、高校生に近い世代である大学生による情報安全講座の実施によるインターネットリテラシー^{*}の向上、小・中・高校生の保護者向けの啓発資料の全世帯への配布等により家庭等への啓発活動を推進します。
- ・ 各学校において情報教育年間指導計画を作成して、児童生徒の実態に応じた指導体制を構築するとともに、知識として理解するだけでなく、実践的な能力や態度が身に付くよう、小・中・高等学校の各段階において、教育活動の様々な場面で指導が行われるよう、体系的な取組を推進します。

○ 問題事案の把握、相談対応等

- ・ 県教育委員会と県警察本部とが2016（平成28）年3月に締結した「やまぐち児童生徒サポートライン^{*}」に関する協定に基づき、スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要な場合は、警察と連携し、被害の防止や安全の確保を図ります。
- ・ やまぐち総合教育支援センターに配置しているネットアドバイザーが、児童生徒や保護者等からのネット問題についての相談を受け、問題解決のための助言等を行います。

【数値目標】

スマートフォン等の使い方について、家庭での 約束がない児童生徒の割合	(2017年度)	(2022年度)
	小 15.3%	減少させる。
	中 23.4%	

② 成人向け図書の区分陳列の徹底等による有害環境の浄化

【現状と課題】

山口県青少年健全育成条例による有害図書類の区分陳列、夜間外出の規制等の実効性を高めるため、図書類取扱店、深夜営業施設等に対する立入調査及び必要な指導を行っています。

【取組内容】

○ こども環境クリーンアップ活動の実施

市町、警察、青少年育成ボランティアと連携し、こども環境クリーンアップ活動として、図書類取扱店（書店、コンビニエンスストア等）、深夜営業施設（カラオケボックス、インターネットカフェ等）、図書类等自動販売機に対する調査及び必要な指導を行うとともに、深夜営業施設においては、たばこや酒類を販売する場合の販売方法についても確認します。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

2016（平成28）年度に県が実施した「働き方改革推進実態調査」によると、ワーク・ライフ・バランスを推進するために重要なこととして、「時間外勤務を少なくすること」、「職場の管理・監督者や同僚が配慮、協力すること」、「年時給有給休暇を取得しやすくすること」等の意見が多く、取組を実施するための課題としては、「人員管理が難しい」、「コストが増加する」、「管理職や従業員の固定的な性別役割分担意識の改革が困難」等が多くなっています。

【取組内容】

○ 意識啓発の推進

- ・ 労使団体、国、県等で構成する「やまぐち働き方改革推進会議」において、長時間労働の縮減に向けた全県的なキャンペーンを行います。
- ・ 男性従業員に育児休業を取得させた中小企業に対する奨励金の支給や、企業の学習会等に専門の講師を派遣する出前講座を実施するほか、やまぐち働き方改革支援センターのアドバイザーが企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働きやすい職場環境づくりに関する助言・提案を行います。
- ・ 事業者における男女共同参画の理解を深め、その取組を支援するため、ポジティブ・アクション^{*}や仕事と家庭生活・地域活動の両立に積極的に取り組む事業者、団体を認証する「やまぐち男女共同参画推進事業者認証制度」を推進します。
- ・ 山口県青少年育成県民会議と連携し、家族とのふれあいの機会の確保や絆を深める「家庭の日^{*}」運動を推進します。

【数値目標】

育児休業取得率（男性）	(2016年度) 2.71%	(2022年度) 15.0%
「家庭の日」協力事業所の登録数	(2017年度) 1,010事業所	(2022年度) 増加させる。

4 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 地域における多様な協力者の養成・確保

【現状と課題】

少子化、核家族化、地域における繋がり希薄化等による子育てに対する不安や負担を解消し、社会全体で子ども・若者やその家族をきめ細かく支援するため、地域において子ども・若者の成長を支える協力者を養成する必要があります。

【取組内容】

○ 地域で子どもや子育て家庭を支援する人材の養成・確保

- ・ 家庭、学校、職場、地域等が一体となり、県民総参加による子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開するため、イベントの開催等を通じて地域における子育て支援のネットワークづくりを行う「やまぐち子育て県民運動地域コーディネーター」に対し研修等を行い、資質向上を図ります。
- ・ 子育てに関わる団体・サークル、事業所等を「やまぐち子育て県民運動サポート会員」として登録し、子育て支援に関する情報提供や団体同士の交流を図ることにより、子育て支援に係る主体的な取組を促進します。
- ・ 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊婦や乳幼児を持つ母親からの相談対応や自治体が行う各種サービスの紹介等を行う「母子保健推進員」に対して、乳幼児の健康等に対する正しい知識の習得を目的とした研修を実施し、資質向上を図ります。
- ・ 子どもが健やかに成長できる環境や体制を確保するため、地域において小規模保育や放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター[※]等の保育や子育て支援の担い手となる「子育て支援員」を養成します。
- ・ 市町における家庭教育支援の充実を図るため、家庭教育に関する出前講座の講師や子育てに関する相談等を行う「家庭教育アドバイザー」を養成します。

○ 体験活動等に携わる人材の養成・確保

- ・ 野外教育活動指導者研修会や子どもたちの人間関係を育む本県独自の体験学習手法であるAFPYの実践に向けた研修等を実施し、専門的な知識や技能を身に付けた体験活動指導者の養成や指導力の向上に取り組みます。
- ・ 次世代のスポーツボランティア人材を育成するため、学校や大学と連携し、若者がスポーツボランティアの体験をする機会を設けること等により、スポーツボランティア活動の普及啓発を図ります。
- ・ 環境に関する県民の理解と認識を深め、地域における環境保全の幅広い取組を促進するため、環境学習の指導者として活動経験を有する者を「環境アドバイザー」や「環境パートナー」等として「山口県環境学習指導者バンク」に登録することにより、人材の確保に努めます。

○ やまぐち型地域連携教育の推進に携わる人材の養成・確保

- ・ 地域協育ネットの取組を推進するため、コーディネーター養成講座の開催等を通じて、中学校区における学校や地域の団体等との連絡調整、協力者の確保等を行い、域内の多様な教育支援活動を推進する「統括コーディネーター」を養成するとともに、高校生や大学生ボランティアを含めた多様な人材の参画を促進します。

○ 少年非行の防止に携わる担い手の養成

- ・ 少年の非行・被害防止のために少年の見守り活動を行う「少年警察ボランティア」について、全国少年警察ボランティア協会の主催するセミナー等への積極的な参加を促し、資質向上を図ります。
- ・ 中・高校生及び大学生が中心となり、同世代の少年の規範意識の高揚、啓発を行う「少年リーダーズ」について、各校の代表生徒が集まって、非行防止や犯罪被害の防止等について発表や意見交換を行い、参加校全体で今後の活動目標等を決定するリーダーズサミット等の活動を通して、意識の向上を図ります。

【数値目標】

やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	(2017年度) 407 団体	(2019年度) 増加させる。
【再掲】地域協育ネットコーディネーター養成講座受講者数（累計）	(2017年度) 259 人	(2022年度) 500 人

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

【現状と課題】

子ども・若者の成長を支える専門機関が適切な支援を行えるよう、必要な人材を確保するとともに、研修の実施等により資質の向上を図る必要があります。

【取組内容】

ア 教員の養成・確保

○ 優れた人材の確保

- ・ 「山口県教員養成等検討協議会」を通して大学等との連携を強め、教員養成や採用選考の改善・充実を図るとともに、「教職員人材育成基本方針」に示す「5つの基本方針」を踏まえて策定した「山口県教員育成指標」を活用して、教職生活全体を通じて学び続ける教員を支援する体制の充実を図ります。
- ・ 学校現場での体験・実践の積み重ね等を通して教員を目指す学生の実践的指導力を育成する「山口県の教師塾」の充実を図るとともに、優秀な人材を確保するために、教員志願者の増加に向けた取組を推進します。

○ 教職員研修の充実

- ・ 教職経験に応じて必要となる資質能力の向上を目的とした研修や教職員一人ひとりの

適性や能力に応じて専門性を高める研修の充実を図ります。

- ・ 若手教員の育成を目的とした研修やコミュニティ・スクールの仕組みを生かした人材育成の取組を推進するとともに、サテライト研修^{*}や教育力向上指導員制度等により、各学校の校内研修を積極的に支援します。
- ・ 中堅教員を積極的に学校運営に参画させるとともに、人材育成の役割を担うための資質能力の向上を図ることができるよう、マネジメント研修の充実を図るほか、管理職としてマネジメント能力を発揮し、活力ある学校運営を推進していけるよう、新任管理職研修会をはじめとする管理職の研修等の充実を図ります。

イ 医療・保健関係専門職の養成・確保

○ 医師等の養成・確保

- ・ 医師修学資金において、不足感のある産婦人科・小児科の医師の確保に向け、特定診療科枠を設けるとともに、山口大学等の関係機関と連携し、周産期医療を担う産婦人科・産科医師、小児科医師(新生児を専門とする医師を含む。)の確保に努めます。
- ・ 看護職員(保健師、助産師を含む。)の確保定着を図るため、看護学生への修学資金の貸与や県内看護師等養成所の運営支援により、新卒看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るとともに、山口県看護協会との連携の下、ナースセンターにおける無料職業紹介等、再就業に向けた取組を通じ、潜在看護職員の再就業の促進を図ります。

【数値目標】

産婦人科・産科医師数(15～49歳女子人口10万人当たり)	(2016年) 48.0人 (全国平均43.6人)	(2023年度) 全国平均以上
小児科医師数(小児人口10万人当たり)	(2016年) 105.4人 (全国平均107.3人)	(2023年度) 全国平均以上

ウ 児童福祉に関する専門職の養成・確保

○ 保育士等の養成・確保

- ・ 幼児期の教育・保育の実施主体である市町が、子育て家庭のニーズを踏まえて計画的に定員を確保し、質の高い教育・保育等を実施するために必要な支援を行います。
- ・ 指定保育士養成施設の新規卒業者の確保や潜在保育士の再就職支援の取組等により、保育士の確保を図ります。
- ・ 幼稚園教諭、保育士等に対する研修等の実施により、資質の向上を図ります。

○ 社会福祉士・精神保健福祉士の養成・確保

保健福祉系大学等と連携を図りながら、社会福祉士及び精神保健福祉士の養成・確保に努めます。

1 計画の推進体制**(1) 関係機関との連携**

子ども・若者の成長と社会的自立等に向けて、市町、家庭、学校、そして山口県青少年育成県民会議、青少年育成市町民会議をはじめとする地域ボランティア、青少年活動団体、NPO、企業等との連携を図りながら、計画の着実な推進を図ります。

(2) 庁内の推進体制

子ども・若者の成長と社会的自立等に向けた支援については、様々な分野の施策が含まれていることから、庁内の関係部局と連携をしながら計画の進捗状況の把握に努め、施策を着実に推進します。

2 計画の点検・評価

- ・ 目標等により、計画の進捗状況の定期的な点検・評価を行います。
- ・ 山口県青少年問題協議会に対して、進捗状況報告等を行い、その提言・意見を踏まえ、適切な対応を図ります。

3 目標一覧

1 全ての子ども・若者の健やかな育成

(1) 自己形成のための支援

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
朝食を毎日食べる児童生徒の割合(公立小・中学校)	小6 95.9% 中3 94.8%	増加させる。
AFPYアドバイザーの活動回数	363回	1,800回(5年累計)
学校芸術文化ふれあい事業を活用して、舞台芸術を鑑賞した児童生徒の割合(公立小・中学校)	37.1%	維持する。
読書が好きと感じている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小 73.7% 中 75.2%	増加させる。
運動することを好きと感じている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小5男子 74.7% 小5女子 57.8% 中2男子 66.9% 中2女子 50.6%	増加させる。
全国学力・学習状況調査の全国平均との比較	(小6) 国語A76%(74.8%) 国語B58%(57.5%) 算数A79%(78.6%) 算数B45%(45.9%) (中3) 国語A79%(77.4%) 国語B73%(72.2%) 算数A66%(64.6%) 算数B49%(48.1%)	小・中学校全区分で全国平均を上回る。 ※ 国が公表する都道府県の平均正答率は、2017(平成29)年度から整数値に変更

(2) 子ども・若者の健康と安心安全の確保

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
肥満傾向児の出現率	小5 男子 6.06% 女子 6.33%	減少させる。
12歳児でむし歯(う歯)のない人の割合	64.7%	増加させる。
子育て世代包括支援センターの設置市町数	11市町	(2019年度) 19市町
1000人当たりの不登校児童生徒割合(公立小・中・高等学校)	(2016年度) 小中 11.4‰ 高 4.1‰	減少させる。
1000人当たりの暴力行為の発生件数(公立小・中・高等学校)	(2016年度) 3.9件	減少させる。
いじめの解消率(公立小・中・高・総合支援学校)	(2016年度) 98.1%	(2021年度) 100%に近づける。

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合(公立小・中学校)	小 83.6% 中 80.0%	増加させる。
児童生徒の登下校における負傷者数(加害、同乗除く)	小 17人 中 21人 高 54人	減少させる。

(3) 社会人としての権利・義務等の正しい知識の習得

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
高等学校・大学等の「やまぐち・くらしの安心ネット」の活用率	0%	100%

(4) 若者の職業的自立、就労等支援

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
高校生の就職決定率	(2016年度) 99.1%	100%に近づける。
大学生等の県内就職割合(山口しごとセンター登録者)	51.1%	56%超

(5) 未来を切り拓く子ども・若者の応援

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
中学卒業段階で英検3級程度以上の英語力をもつ中学生の割合	37.9%	50.0%
高等学校卒業段階で英検準2級程度以上の英語力をもつ高校生の割合	37.6%	50.0%
やまぐちサイエンス・キャンプの参加高校生数	79人	100人

2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

(1) 困難を有する子ども・若者やその家族の支援

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	94.6%	100%に近づける。
障害者文化芸術祭応募作品数	315点	(2023年度) 375点
発達障害者支援センターによる相談支援件数	(2016年度) 1,758件	(2020年度) 1,950件
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	(2016年度) 176人	(2020年度) 229人
子どもの居場所づくり実施市町数	1市	5市町
自殺死亡率(人口10万人当たり自殺者数)	(2015年) 20.0	(2026年) 14.0以下

(2) 子ども・若者の被害防止・保護

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
里親委託率	18.8%	24.6%

3 子ども・若者の成長のための社会環境の整備

(1) 家庭、学校及び地域の相互の関係の構築

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
やまぐち型家庭教育支援チームを設置している中学校区の割合	0%	50%
地域協育ネットコーディネーター養成講座受講者数(累計)	259人	500人
放課後児童クラブの受入児童数	15,160人	(2019年度) 15,551人

(2) 子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
スマートフォン等の使い方について、家庭での約束がない児童生徒の割合	小 15.3% 中 23.4%	減少させる。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
育児休業取得率(男性)	(2016年度) 2.71%	15.0%
「家庭の日」協力事業所の登録数	1,010事業所	増加させる。

4 子ども・若者の成長を支える担い手の養成

(1) 地域における多様な協力者の養成・確保

項 目	現状(2017年度)	目標(2022年度)
やまぐち子育て県民運動サポート会員登録数	407団体	(2019年度) 増加させる。

(2) 専門性の高い人材の養成・確保

項 目	現状	目標
産婦人科・産科医師数(15~49歳女子人口10万人当たり)	(2016年) 48.0人 (全国平均43.6人)	(2023年度) 全国平均以上
小児科医師数(小児人口10万人当たり)	(2016年) 105.4人 (全国平均107.3人)	(2023年度) 全国平均以上

参 考 資 料

1 計画の策定体制等

(1) 策定体制及び検討経過

- 附属機関である「山口県青少年問題協議会」（委員18名）において、審議、決定しました。
- 本計画の策定に向けた基礎調査として、青少年の意識や行動を調査し、人間関係の形成、家庭・学校・地域や職場への期待・関わり方等の特徴を見出すとともに、インターネット等の利用状況などを分析し、今後の青少年の健全育成の効果的な推進を図ることを目的に「青少年の生活と意識に関する調査」を実施しました。

- ・調査期間

平成29年6月～平成29年7月

- ・調査対象者

県内在住の小学生（第5学年）、中学生（第2学年）、高校生（第2学年）及び青年（19～24歳）

- ・調査の実施状況

調査対象者	調査対象数	有効回答数（率）
小学生	731	729(99.7%)
中学生	594	585(98.5%)
高校生	643	631(98.1%)
生徒合計	1,968	1,945(98.8%)
青年	1,417	239(16.9%)
青少年合計	3,385	2,184(64.5%)

- 広く県民の意見をお聞きするため、パブリック・コメントを実施しました。

- ・募集期間

平成30年7月9日（月）から平成30年8月8日（水）

- ・募集方法

郵送、FAX、電子メールによる。

(2) 山口県青少年問題協議会設置条例

昭和 28 年山口県条例第 57 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 1 条の規定に基づき、山口県青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(委員)

第 2 条 協議会の委員の定数は、20 人以内とする。

2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第 3 条 会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の二分の一以上の者が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第 5 条 協議会に、専門事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

(幹事)

第 6 条 協議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(雑則)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、知事が定める。

(3) 山口県青少年問題協議会委員名簿

任期：平成29年4月1日から平成31年3月31日まで

区分	氏名	職名
学 識 経 験 者	津山 明博	山口家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官
	松本 正子	下関市立名池小学校校長
	河村 宏子	防府市立富海中学校長
	須藤 恒史	山口県立徳山高等学校長
	牧中 マリコ	山口県PTA連合会副会長
	上村 浩司	日本ボーイスカウト山口県連盟事務局長
	有田 幸永	山口県青年ユネスコ連絡協議会会長
	安光 真裕美	山口県地域活動（母親クラブ）連絡協議会副会長
	加屋野 智美	山口県青少年育成県民会議常任委員
	速水 聖子	山口大学人文学部教授
	大石 由起子	山口県立大学社会福祉学部准教授
	□ 昌克	山口県社会福祉協議会会長
	杉山 美羽	NPO法人あっと理事
	宇佐川 栄子	山口県更生保護女性連盟会長
	田村 浩行	公募委員
藤岡 秀美	公募委員	
行政 機 関	渡辺 純忠	山口市長
	金刺 義行	山口労働局長

2 用語解説

【あ行】

■ ICT

コンピュータやインターネットなどの情報コミュニケーション技術 (Information and Communication Technology)。

■ AF P Y

「Adventure Friendship Program in Yamaguchi」の略。他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法。

■ 一時保護所

児童福祉法第 12 条の 4 に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

■ インクルーシブ教育システム

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み (障害者の権利に関する条約第 24 条)。

■ インターネットリテラシー

インターネット利用における知識、教養、能力のこと。

■ インターンシップ

大学生や高校生などが働くことに関する理解を深めるため、在学中に、企業等で一定期間、就業体験を行うこと。

■ 運動メニュー

専門家や関係機関と連携し、スポーツ医・科学に基づき作成した運動例。

■ A L T

Assistant Language Teacher の頭文字をとったものであり、小・中・高等学校等において、日本人教員をサポートしながら英語等の授業を行う外国語指導助手のこと。

■ 栄養教諭

子どもたちに対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行う職種。

■ オリパラ教育

オリンピック及びパラリンピックの理念について学ぶとともに、オリンピック・パラリンピックの価値を体験的に教えていこうとする教育活動のこと。

【か行】

■ 開発的生徒指導

児童生徒が自己のよさに気づき、自らを主体的に伸ばしていこうとする取組を重視した生徒指導。

■ 学力向上推進リーダー・推進教員

児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、市町教委と連携して地域内の学校を継続的に

訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う者。

■学校危機対応演習資料

児童生徒の問題行動や学校事故等が発生した場合の対応を考える教職員用演習資料。

■学校サポートチーム

学校内外で重大事件、事故が突発的に発生した場合、事件・事故への緊急対応と学校の教育機能の早期回復、並びに児童・生徒の精神的ケアを行うため、学校や市町教育委員会の要請により派遣される、行政と関係機関の専門家で編成するチーム。

■家庭教育アドバイザー

地域における家庭教育支援の充実のために、子育てや家庭教育について相談に応じることができるよう、県教委が養成している地域の指導者。

■家庭教育出前講座

子育てのあり方や親の役割等について学ぶための、保護者等を対象としたワークショップ型の講座。

■家庭の元気応援キャンペーン

「早寝早起き朝ごはん 本を読んで外遊び みんな仲良く今日も元気」をスローガンに、基本的な生活習慣やお手伝いの定着、家族がふれあう機会づくり等、家庭の教育力向上のための取組を全県的に推進するキャンペーン。

■家庭の日

家庭が果たす役割の重要性を認識し、家族のきずなを深める取組をするため、毎月第3日曜日を標準として、県民自らが定める日。

■危険予測学習（KYT）

イラスト等を見ながら危険を予測し回避する方法を考える学習活動(Kiken Yosoku Training)。

■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じて、キャリア発達を促す教育。

■キャリアコンサルティング

個人が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるよう、個別の希望に応じて実施される相談その他の支援。

■求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者に対し、訓練を受講する機会を確保するとともに、一定の場合には、訓練期間中に給付金を支給し、ハローワークが中心となってきめ細やかな就職支援を行うことにより、その早期の就職を支援する制度。

■教育訓練給付制度

働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度であり、一定の条件を満たす在職者または離職者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し終了した場合、本人が教育訓練施設に支払った教育訓練経費の一定割合に相当する額（上限あり）をハローワークから支給する。

■教育力向上指導員

優れた現職教員のもつ高い指導技術やノウハウ等の全県的な波及、活用を図るため、前年度の県優秀教員表彰を受けた教員の中から県教委が委嘱し、授業の公開や派遣による訪問指導等を行う者。

■刑法犯少年

犯罪・触法少年のうち、刑法に規定する罪（道路上の交通事故に係る刑法第 211 条の罪を除く。）で検挙・補導された少年。

※ 犯罪少年：罪を犯した 14 歳以上 20 歳未満の少年

※ 触法少年：刑罰法令に触れる行為をした 14 歳未満の少年

■ゲートキーパー

自殺対策における「ゲートキーパー」(Gatekeeper=直訳すると門番)には、悩んでいる人に気づき、かかわり、適切な支援先につなぎ、その後も絆を保つという役割が期待されている者。

■高等産業技術学校

「職業能力開発促進法」に基づき、県が下関市と周南市に設置している職業能力開発校。普通職業訓練で長期間及び短期間の課程を実施。

■心の冒険・サマースクール

野外活動とカウンセリングを組み合わせ、個人や集団の成長を図る野外教育活動。

■子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点のこと。

■こどもエコクラブ

地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援し、幼児（3 歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。

■子どもと親のサポートセンター

子どもや親に対する教育相談・支援機能を強化するため、やまぐち総合教育支援センター内に設置された機関。

■個別の教育支援計画

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、保健、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画。

■個別の指導計画

各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、各教科等の目標や指導内容・方法、配慮事項等を具体的に示した計画。

■コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置されている学校のこと、学校運営や学校の課題に対して、保護者や地域住民が参画し、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育を実現していくための仕組み。

【さ行】

■ サテライト研修

やまぐち総合教育支援センターの事業で、学校等に出向いて実施する研修。

■ COCプラス

地域の大学と自治体、民間企業等が連携して地域の雇用を創出し、学生の地元就職促進を目指す、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業」のこと。

■ 思春期ホットダイヤル

相談内容：思春期のからだの相談

相談日時：午前9時30分から午後4時まで 毎日実施（祝日・年末年始を除く）

電話番号：0835-24-1140

相談員：保健師又は助産師

■ 児童家庭支援センター

地域の児童福祉の相談に応じ、児童又は保護者に指導を行い、また、児童相談所及び他施設等との連携を図り、児童家庭の福祉の向上を図ることを目的とする施設。

■ 児童自立支援施設

不良行為をなし、またはなす恐れのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、または保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設。

■ 児童心理治療施設

心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行う。施設内の分級など学校教育との緊密な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う施設。

■ 児童発達支援

障害のある子どもに対し、児童発達支援センター等において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜を提供するもの。

■ 児童養護施設

保護者のない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設。

■ JAXA

宇宙航空分野の基礎研究から開発・利用に至るまで一貫して行う機関で、宇宙航空研究開発機構（Japan Aerospace Exploration Agency の略）。

■ 周産期医療

妊娠、分娩に関わる母体・胎児管理と出生後の新生児管理を主に対象とする医療のこと。

■ 周産期母子医療センター

リスクの高い妊産婦や新生児への高度な医療の提供を行う、周産期医療の中核となる施設のこと。

■就職サポーター

就職相談、求人開拓など、就職支援を行う非常勤職員。

■就職支援コーディネーター

障害のある生徒の職業的自立を実現するため、現場実習先の開拓及び求人確保、企業の障害者雇用について理解促進を行う非常勤職員。

■小1の壁

保育所と比べると放課後児童クラブの開所時間が短いため、子どもが小学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況になること。

■小1プロブレム

入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、じっくりと話を聞かないなどの落ち着かない状態が見られるが、こうした状態がなかなか解消されず、数か月継続しているような状態。

■障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

■小児救急医療電話相談

相談内容：小児の急病、けが等に関すること
相談日時：午後7時から翌朝8時まで 毎日実施
電話番号：#8000 又は 083-921-2755
相談員：看護師（必要に応じて小児科医師等）

■食生活改善推進員

市町が開催する養成講座を修了し、地域において食生活改善を中心に健康づくりに取り組むボランティア。

■女性健康支援センター

女性の健康に関する様々な不安や悩みに関する相談対応を行うために、県立総合医療センター内に設置されている機関。

■ジョブ・カード制度

個人のキャリアアップ等を促進することを目的として、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度。

■自立援助ホーム

義務教育を終了し、児童養護施設を退所した児童等が、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、援助が必要な児童に対し、日常生活上の援助や生活指導等を行うための施設。

■スクールガード

児童生徒の登下校時の安全を見守る学校安全ボランティア。

■スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う心の専門家のこと。

■スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技能を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家のこと。

■スクールロイヤー

法的側面からのいじめ予防教育の実施や学校における法的相談に対応する弁護士。

■性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。

■青少年教育施設

「油谷」「秋吉台」「十種ヶ峰」「由宇」の4青少年自然の家。

■性的指向

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

■性同一性障害

生物学的な性（からだの性）と性の自己認識（こころの性）が一致しない状態。

【た行】

■体育授業マイスター制度

小学校体育科授業において高い指導力を有する教員を「体育授業マイスター」に任命し、研修会等に派遣する制度。

■大学リーグやまぐち

山口県内の高等教育機関の連携を深め、また、行政、産業界等と広範なネットワークを形成し、それぞれの特性を活かした様々な連携事業を実施する組織。

■体力向上プログラム

各校の体力の状況と体力向上に向けた取組を記載したもの。

■探究科

「人文社会科学科」と「自然科学科」からなり、文系と理系の両分野において、知識・技能の確実な習得に加え、発展的な教科学習や課題解決を図る学習活動に積極的に取り組むことにより、これからの時代に必要な思考力・判断力・表現力等を高めることを重視する学科。

■地域おこし協力隊

都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る。

■地域型保育事業

19人以下の少人数の単位で、0～2歳の子どもの保育を行う事業。

■地域活性型インターンシップ

地域の企業・事業所や商店街、自治体、大学・研究機関等と連携して、生徒の学習内容や進路希望に応じた共同研究・共同開発や幅広い産業分野における就業体験、地域活性化に向けた取組などを半年以上継続的に実施。

■地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する仕組み。

■地域子育て支援拠点

地域において、子育て親子の交流や相談・助言、情報提供等を行う子育て支援の拠点となる施設。

■地域若者サポートステーション

ニート等の若者（原則15～39歳）に対する地域の支援拠点（2018年8月現在で、下関市、宇部市、防府市、周南市に各1箇所設置）。キャリアカウンセラーや臨床心理士等による個別相談、自立支援プログラムの作成等により、職業的自立を支援する。

■デュアルシステム訓練

従来、主として公共職業能力開発施設内で実施していた職業訓練に、地域の協力企業の傘下により、当該企業での実務による訓練を大幅に導入することで、現場経験のある若年技能者を育成して企業に送り出す「働きながら学ぶ、学びながら働く」形式の職業訓練システム。

■特別支援教育センター

7支援地域の拠点となる総合支援学校に設置し、医療、保健、福祉、労働等の関係機関やサブセンターと連携し、地域の小・中学校等へのきめ細かな相談支援を行う。

■特別法犯少年

犯罪・触法少年のうち、刑法、自動車運転処罰法に規定する罪及び交通法令関係以外の罪で検挙・補導された少年。

【な行】

■ニート

15～34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、就業を希望しているが求職活動をしていない者及び就業を希望していない者。

■二次救急

入院や手術を必要とする患者への医療提供のこと。複数の病院が当番日を決めて実施する病院群輪番制病院や、病院の施設や機能を地域の医師に開放し、地元医師会の協力により実施する共同利用型病院によって行われる。

■24時間子どもSOSダイヤル

相談内容：いじめ・暴力・問題行動、交友関係などによって、心身が脅かされるおそれのある子どもとその保護者からの相談

相談日時：24時間対応 毎日実施

電話番号：0120-0-78310

■1/2 成人式

将来の夢や決意を保護者や地域住民等の前で発表することなどにより、希望や意欲をもって今後の生活を送っていく動機付けの機会とする教育活動。

■乳児院

保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。

■認定こども園

就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行い、地域の子育て支援も行う施設。

【は行】

■ひきこもり地域支援センター

ひきこもり本人や家族等からの相談等の支援を行う機関。2009年度以降、都道府県、指定都市において設置が進んでいる。

■ファミリーサポートセンター

育児の援助を受けたい会員と育児サービスを提供できる会員による有償の相互援助活動を行う組織。

■ファミリーホーム

保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業。

■ F i t

児童生徒対象の学校生活等への適応感を測定するためのアンケート調査(山口大学と連携して作成)。

■フィルタリング

違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。

■フリーター

15～34歳の在学していない者で、女性は未婚であり、有業者については勤務先での呼称がパート、アルバイトである雇用者。現在無業である者については、家事も通学もしておらず「パート、アルバイト」を希望している者。

■ふれあい教育センター

やまぐち総合教育支援センター内に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児児童生徒や保護者へ、特別支援教育について、広域的・専門的な相談支援を行う機関。

■放課後子ども教室

放課後や週末等に地域の方々の参画を得て、学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な居場所を設け、スポーツ・文化活動・地域住民との交流活動、学習などの取組を実施するもの。

■放課後児童クラブ

保護者が就業などで昼間家庭にいない小学生に、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るもの。

■防災教育テキスト

自然災害のメカニズムや発生時の対応等について記載した児童生徒用の防災教育資料。

■母子家庭等就業・自立支援センター

就業相談、就業情報の提供などの就労支援サービスの提供等、母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の自立支援を総合的に行う機関（県母子・父子福祉センター内に設置）。

■ポジティブ・アクション

男女が、社会の構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女いずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【ま行】

■民間教育訓練機関

県からの委託を受けて職業訓練を実施する、専門学校等の教育訓練機関。

■メンタルヘルス

精神的健康の回復・保持・増進に関わる事柄の総称。心理的ストレスや虐待、発達障害など健全な精神活動にとって障害となる問題とその治療に関わるすべての事柄が含まれる。

【や行】

■やまぐち学習支援プログラム

県内の小・中学校を対象に、教員の学校での授業づくりや子どもたちの家庭での学習を支援するための教材・問題等をウェブ上に公開するシステム。

■やまぐち型家庭教育支援チーム

「やまぐち型地域連携教育」の仕組みを生かし、概ね中学校区で学校等と連携しながら、地域の実情に応じた家庭教育支援活動を行うチーム。

■やまぐち型地域連携教育

コミュニティ・スクールが核となり、本県独自の取組である地域協育ネットの仕組みを生かして各中学校区で地域のネットワークを形成し、社会総がかりで子どもたちの学びや育ちを見守り支援する仕組み。

■やまぐち教育応援団

社会全体による教育の推進のため、子どもの教育活動を支援する県内の事業所や団体、地域人材等を認証・登録する制度。2008年に創設し、2018年2月末時点で5,018の事業所等を登録。

■やまぐち・くらしの安心ネット

社会福祉関係団体や消費者団体等の関係機関が相互に連携し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図るためのネットワーク。注意喚起すべき事案について、電子メールにより情報提供している。

■山口県金融広報委員会

山口県、山口県教育委員会、中国財務局山口財務事務所、日本銀行下関支店、その他の公的団体、金融機関などによって構成されている組織。公平・中立な立場から、公民館への金融広報アドバイザーの派遣等により金融知識や情報の提供などを行うほか、イベントやセミナーの開催、教育研究校の指定などにより、児童・生徒の発達段階に応じた金融・金銭教育の支援を行う。

■山口県子ども読書支援センター

「山口県子ども読書推進計画」に基づき、県における子どもの読書活動を総合的に推進するため、家庭、地域、学校等における取組を支援する機関。

■山口県発達障害者支援センター

社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、生涯一環したきめ細かな支援を行うため、これらの障害を持つ方やその保護者の方からの相談に応じるとともに、家庭・保健・福祉・医療・教育等の関係機関の連携を中心として、専門的支援のバックアップを行う機関。

■山口県福祉総合相談支援センター

県央部に分散設置されている中央児童相談所、身体障害者更生相談所などの福祉相談機関について、総合的・一体的な相談支援体制が図られるよう統合した施設（2019年開設予定）。

■やまぐちサイエンス・キャンプ

山口大学理学部教員の指導のもと、1泊2日の日程で行う、観察・実験や実習を通して課題を解決するプログラム。

■山口しごとセンター

概ね40歳未満の若者及びUターン希望者のための情報提供・相談・能力開発・職業紹介等の支援をワンストップで行っていた山口県若者就職支援センターに、シニア・女性就職支援コーナーを設置し、幅広い世代の県内就職に対する支援体制を強化するとともに、同センターを改組し「山口しごとセンター」として2018年8月に開設。

■やまぐち児童生徒サポートライン

県教育委員会と県警察本部とが、双方の責任体制や連絡基準等を明確にした相互連絡制度。

■ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人をはじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

■予防的生徒指導

問題行動の未然防止に向けた予防的な指導や相談を重視した生徒指導。

【ら行】

■立志式

将来の夢や決意を保護者や地域住民等の前で発表することなどにより、希望や意欲をもって今後の生活を送っていく動機付けの機会とする教育活動。

■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味するとされており、身体や知的に障害のある児童等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、児童が持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって基礎的な生活能力の向上を図る。

第2期やまぐち子ども・若者プラン

2018（平成30）年10月

発行：山口県 健康福祉部

こども・子育て応援局 こども家庭課

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

電話 (083)933-2634

FAX (083)933-2799

E-mail a11800@pref.yamaguchi.lg.jp